

平成 24 (2012) 年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、広島県における男女共同参画の現状及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民の皆様や事業者等に明らかにするためのものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現のための資料として、御活用いただければ幸いです。

構 成

第 1 部から第 4 部、及び資料編から構成されており、第 1 部から第 3 部については、広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）の施策の体系に沿って、取りまとめています。

- 第 1 部 広島県の男女共同参画の現状
- 第 2 部 平成 23（2011）年度に県が実施した主な施策
- 第 3 部 平成 24（2012）年度に県が実施しようとする施策
- 第 4 部 市町の取組
- 資料編

目 次

平成 24 (2012) 年版の概要	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	2
広島県男女共同参画基本計画 (第 3 次) の施策の体系	3

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	17
【安心づくり】	20
2 県の男女共同参画に関する指標	24

第 2 部 平成 23 (2011) 年度に県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況	27
【環境づくり】	27
1 働く場における男女共同参画の推進	27
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	33
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	35
【人づくり】	37
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	37
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	38
3 家庭における男女共同参画の推進	39
【安心づくり】	40
1 生涯を通じた健康と自立の支援	40
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	43
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	45
2 広島県男女共同参画基本計画 (第 3 次) 行動目標フォローアップ一覧	46

第3部 平成24(2012)年度に県が実施しようとする施策

【環境づくり】	49
1 働く場における男女共同参画の推進	49
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	54
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	55
【人づくり】	56
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	56
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	57
3 家庭における男女共同参画の推進	58
【安心づくり】	59
1 生涯を通じた健康と自立の支援	59
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	63
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	66

第4部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	67
2 市町における男女共同参画の状況の推移	68
3 市町の議員の状況	69
4 市町の審議会等委員の状況	70
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	71
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	72

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	73
2 広島県男女共同参画審議会	75
3 広島県男女共同参画基本計画(第3次)(施策の体系)	76
4 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱	78
5 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	80
6 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要	82
7 男女共同参画に関する国内外の動き	84

平成 24 (2012) 年版の概要

第 1 部 広島県の男女共同参画の現状

「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに、データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第 2 部 平成 23 (2011) 年度に県が実施した主な施策

「広島県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」(平成 23 (2011) 年 3 月策定)において、具体的施策の推進期間 (平成 23 (2011) ~ 27 (2015) 年度)の初年度となる平成 23 (2011) 年度に県が実施した施策のうち、主なものについて取りまとめています。

1 男女共同参画施策の実施状況

平成 23 (2011) 年度の実施状況について、「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに記載しています。

重点的に取り組む項目 (重点項目)については、次のとおりです。

重点項目	取組内容
男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けられるための「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」	「両立支援企業登録制度等新規登録状況」や「主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況」等を記載しています。 また、「女性の就職総合支援実施状況」や、ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等について記載しています。
様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらうための多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」	「広島県男女共同参画研修会開催状況」等について記載しています。

2 基本計画 (第 3 次) 行動目標フォローアップ一覧

基本計画 (第 3 次) (平成 23 (2011) 年 3 月策定)において目標値を設定している指標について、平成 23 (2011) 年度の現況値を記載しています。

第 3 部 平成 24 (2012) 年度に県が実施しようとする施策

平成 24 (2012) 年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載しています。

第 4 部 市町の取組

市町における条例制定や男女共同参画計画策定の状況、男女共同参画の状況等を記載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）

<平成 13（2001）年 12 月 21 日公布，平成 14（2002）年 4 月 1 日施行>

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 73～74 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【計画の目標年次】 平成 27（2015）年度

【具体的施策の推進期間】

- 第 1 次（平成 15（2003）年 2 月策定） 平成 15（2003）～17（2005）年度
第 2 次（平成 18（2006）年 3 月策定） 平成 18（2006）～22（2010）年度
第 3 次（平成 23（2011）年 3 月策定） 平成 23（2011）～27（2015）年度

【基本的な視点】

- 環境づくり ～ しっかりとした環境を創る ～
人づくり ～ 実践する人を創る ～
安心づくり ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

【重点項目】

- 男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら，働きたい人が安心して働き続けられるための「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」
- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらうための多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

- 〔組織〕知事の附属機関
委員：15 人以内
- 〔機能〕知事の諮問に応じ，広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 75 ページ参照

広島県男女共同参画施策推進協議会

- 〔組織〕全庁的な推進体制
会長：環境県民局県民生活部長
副会長：人権男女共同参画課長
委員：各局部幹事課長
- 〔機能〕広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的に積極的に推進

資料編 78～79 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画(第3次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1

働く場における男女共同参画の推進

2

地域社会活動における男女共同参画の推進

3

男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

1

男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

2

男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

3

家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

1

生涯を通じた健康と自立の支援

2

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

3

男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

働く場

1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性43.3%、男性72.7%

平成19(2007)年の女性雇用者数は542千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、25年間で189千人(53.5%)増加しています。

一方、男性雇用者数は721千人で、56千人(8.4%)の増加となっています。

雇用形態別に見ると、平成19(2007)年の正規の職員・従業員の割合では、女性は43.3%で、男性の72.7%を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は52.6%(平成14(2002)年度は50.2%)で、男性の17.5%(平成14(2002)年度は13.8%)を大きく上回っており、男女ともに上昇しています。

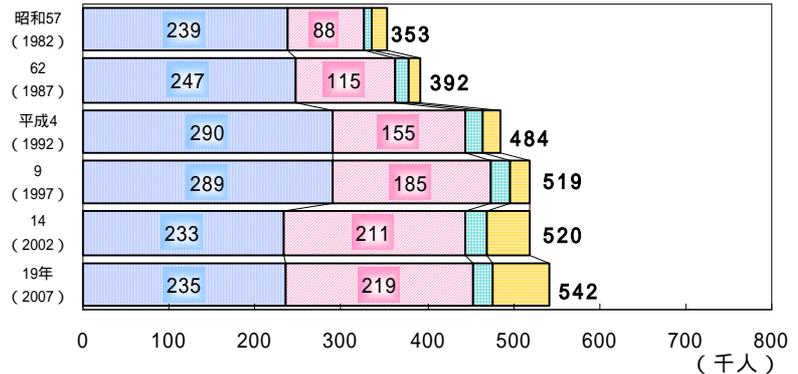
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成19(2007)年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。

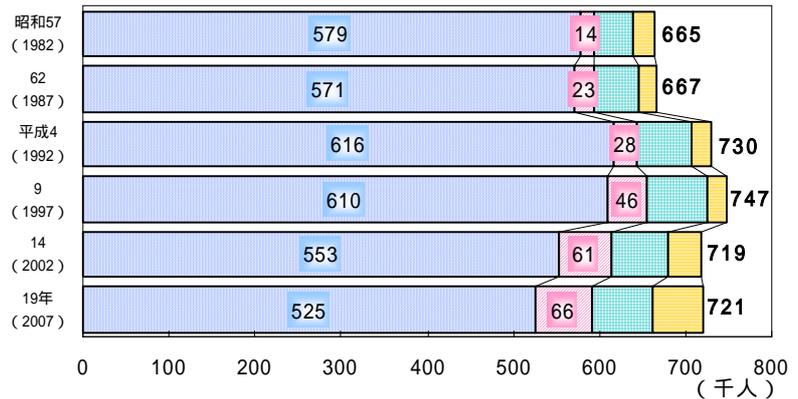
雇用形態別に見た雇用者数の推移

【女性】

□正規の職員・従業員 □パート、アルバイト □役員 □その他

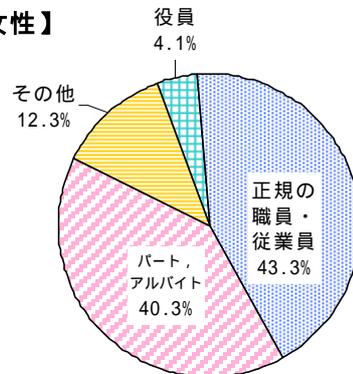


【男性】

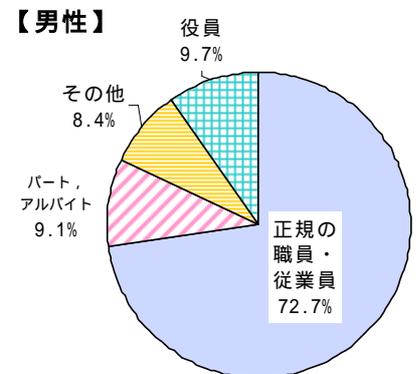


雇用形態別に見た雇用者数の割合(平成19(2007)年)

【女性】



【男性】



(注)雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

2 労働力率

女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

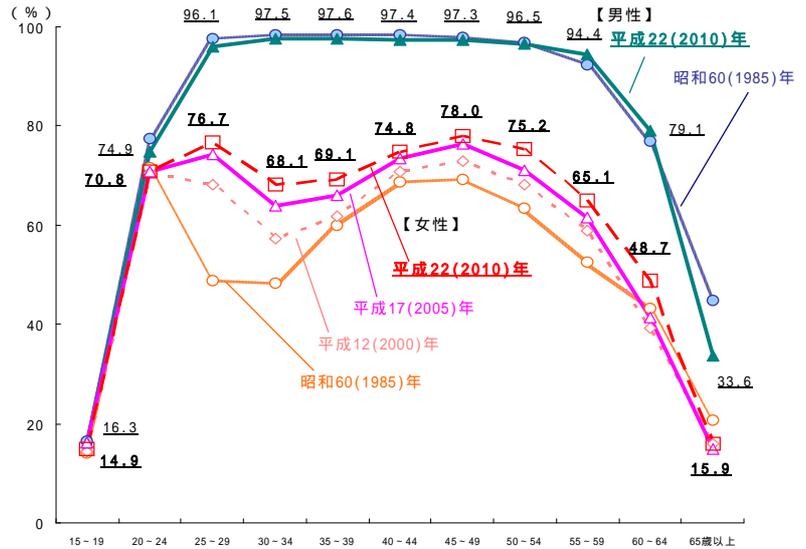
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方ヘシフトする傾向にあります。

平成22(2010)年の労働力率を全国と比較すると、男女共に同様の傾向が見られます。

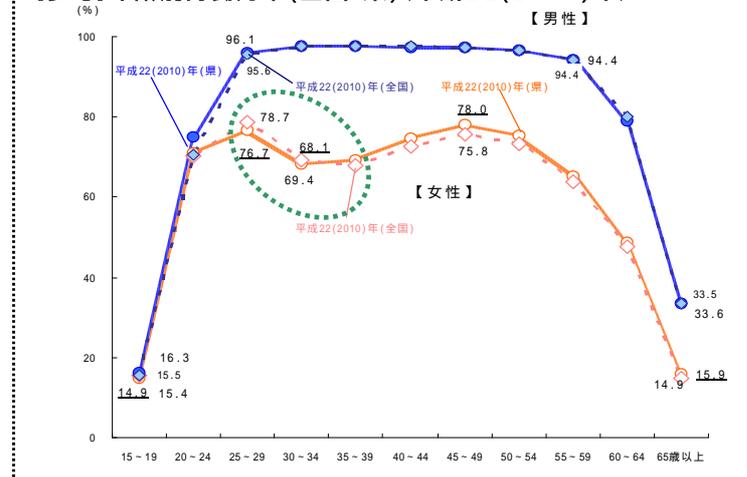
また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

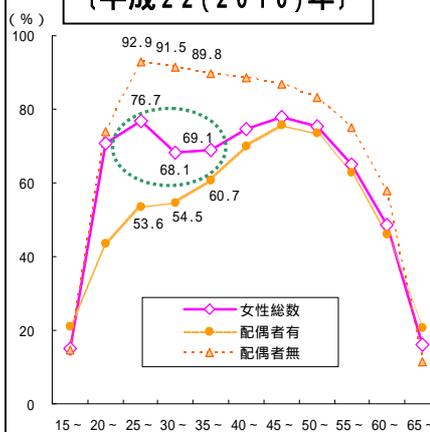
年齢別労働力率



【参考】年齢別労働力率(全国・県)(平成22(2010)年)

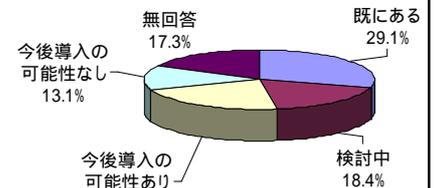


女性の年齢別、配偶関係別労働力率(平成22(2010)年)



【参考】再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

(事業主調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料: 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

(注) 労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。

労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)
15歳以上人口 < 非労働力人口 (主に家事従事者、学生、高齢者等)

資料: 総務省「国勢調査」

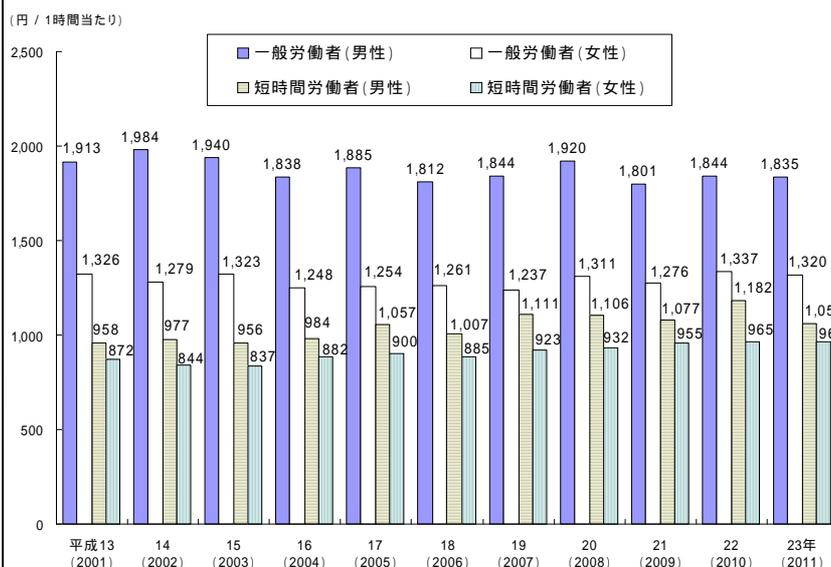
3 労働者の賃金

女性の給与額は男性の
71.9%

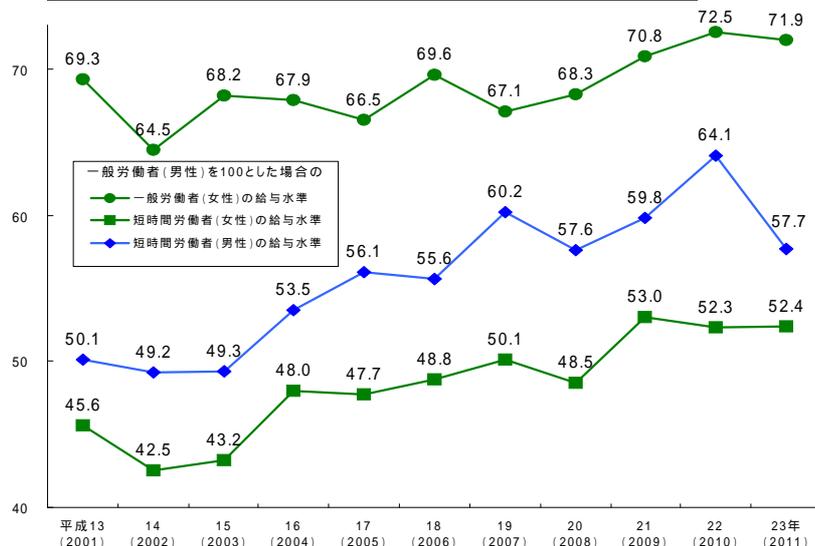
一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額は、平成23（2011）年で一般労働者（男性）の71.9%であり、男女間の差には、依然として開きがあります。

また、一般労働者（男性）と男女の短時間労働者の給与格差について見ると、一般労働者（男性）の給与水準を100としたとき、短時間労働者（女性）は52.4、短時間労働者（男性）は57.7となっています。

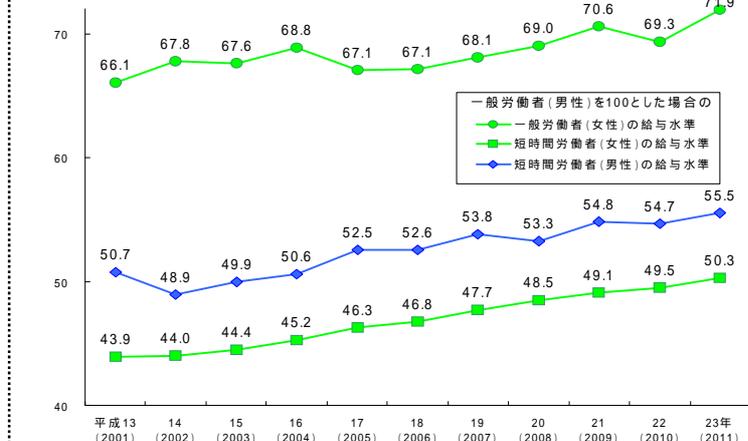
労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(全国)



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たり平均所定内給与額：

各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

職業生活と家庭生活の両立

1 育児・介護休業制度

整備状況

育児休業制度は64.1%、
介護休業制度は53.7%
の事業所で整備

育児休業制度については64.1%の事業所で就業規則等に規定されており前年度に比べ7.4ポイント上昇しています。介護休業制度については5割強(53.7%)の事業所で就業規則等に規定が整備されています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率は高くなっています。

【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象()で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

()日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

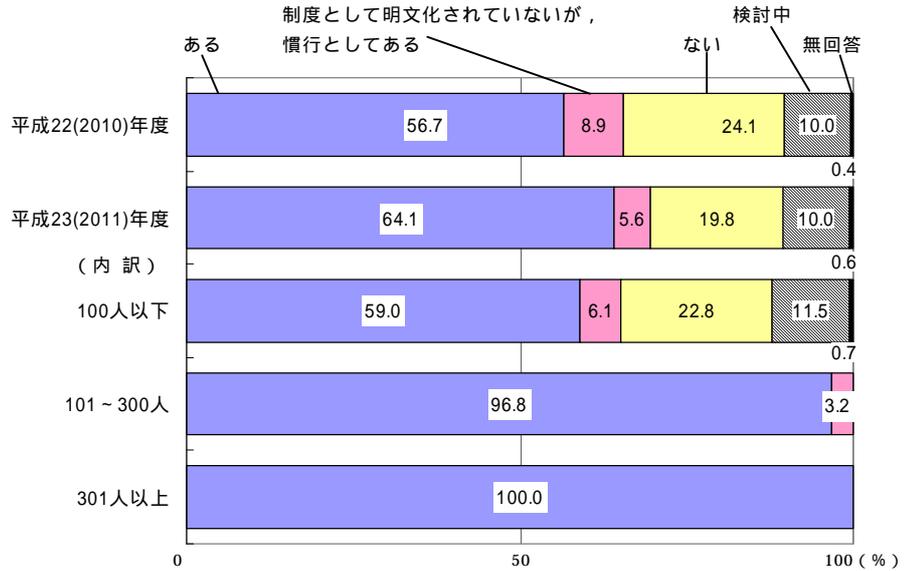
【介護休業】

対象家族()を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

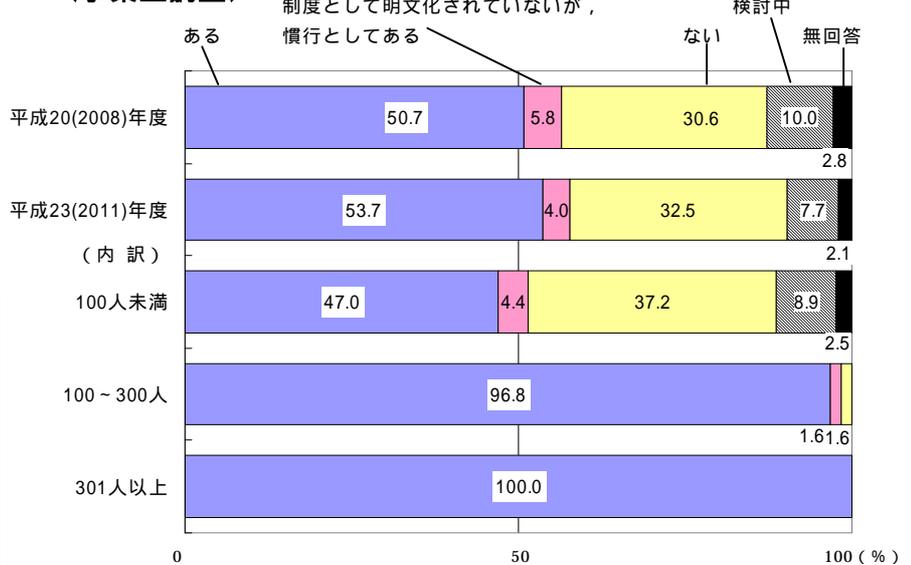
(対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

育児休業制度の規定の有無 (事業主調査)



介護休業制度の規定の有無 (事業主調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成22(2010)、23(2011)年度)
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成20(2008))

【参考】

育児休業制度の規定状況(全国)

平成21(2009)年度 規定あり 68.0%
平成22(2010)年度 規定あり 68.3%

介護休業制度の規定状況(全国)

平成17(2005)年度 規定あり 55.6%
平成20(2008)年度 規定あり 61.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち約10,000事業所(平成21(2009)年度以降は5,794事業所)
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20(2008)~22(2010)年度)
「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、
女性 93.0%、男性 4.6%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、女性従業員は 93.0% で、前年度に比べ 7.7 ポイント上昇しています。男性従業員は 4.6% で、前年度に比べ 3.4 ポイント上昇しています。

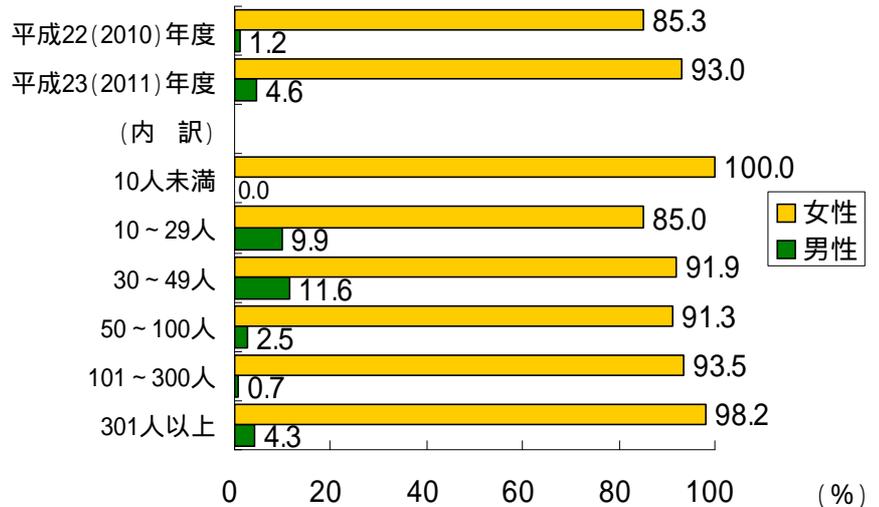
介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 4.3%

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 4.3% となっています。

従業員の育児休業取得率 〔事業主調査〕

（平成 23（2011）年度：平成 22（2010）年 4 月 1 日から平成 23（2011）年 3 月 31 日までの状況）
（平成 22（2010）年度：平成 21（2009）年 4 月 1 日から平成 22（2010）年 3 月 31 日までの状況）

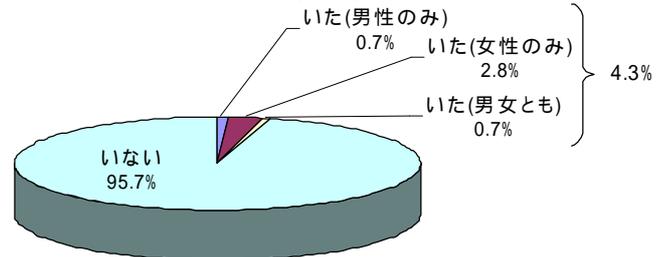


（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

介護休業制度の利用状況〔平成 23（2011）年度〕 〔事業主調査〕

（平成 22（2010）年 4 月 1 日から平成 23（2011）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
前年度（平成 22（2010）年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

【参考】

育児休業取得率(全国)

平成 21（2009）年度	女性	85.6%	男性	1.72%
平成 22（2010）年度	女性	83.7%	男性	1.38%
平成 23（2011）年度	女性	87.8%	男性	2.63%

介護休業制度の利用状況(全国)

平成 17（2005）年度	1.0%	女性のみ	0.69%
		男性のみ	0.27%
		男女とも	0.04%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約 10,000 事業所

育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）（平成 23（2011）年度調査は前々年度の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで）の 1 年間に出生又は配偶者が出生した者のうち、調査年度の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）の割合

介護休業制度の利用状況：平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 21（2009）、22（2010）、23（2011）年度）
「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

利用希望

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度ともに「上司や同僚に気兼ね」、「制度が整備されていない」、「会社でとった例がない」が多く、男性では両制度ともに「休業中の収入が減少」、「子どもの世話／介護をしてくれる人がいる」が多い

女性従業員の67.4%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しようと思わない」と回答した人も24.5%に達しています。

その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(30.7%)、「会社で育児休業を取った例がない」(28.2%)などをあげており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われる。

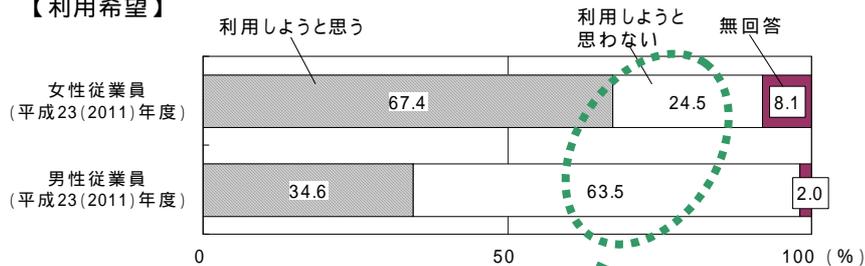
一方、男性従業員は、「利用しようと思わない」と回答した人が63.5%で、その主な理由としては、「子どもの世話をしてくれる人がいる」(36.5%)、「休業中の収入が減少する」(32.9%)などとなっています。

今後、介護が必要になった場合の介護休業制度の利用希望については、女性従業員76.9%、男性従業員61.3%となっています。

「利用しない」と回答した人は、女性従業員20.4%、男性従業員36.2%で、その主な理由として、女性従業員は「会社の制度が整備されていないので申請しにくい」(36.8%)、「上司や同僚に気兼ね」(36.8%)、「会社で介護休業をとった例がない」(36.0%)などを、男性従業員は「休業中の収入が減少する」(36.0%)、「会社で介護休業をとった例がない」(30.2%)などをあげています。

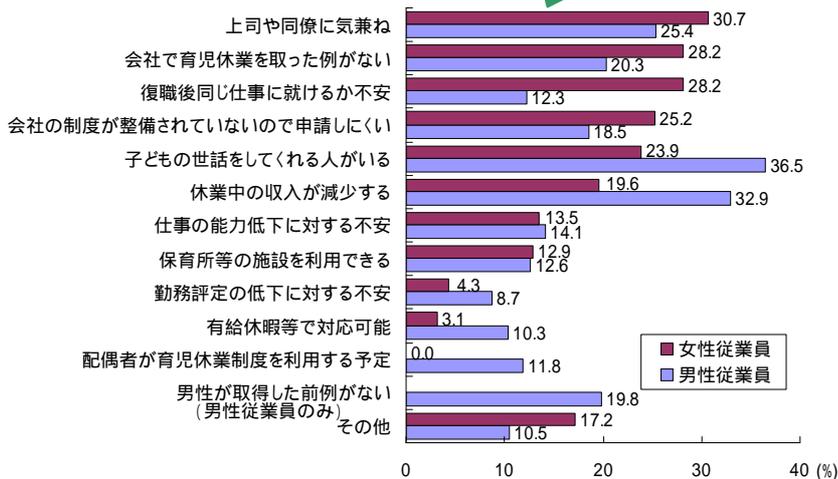
育児休業制度

【利用希望】



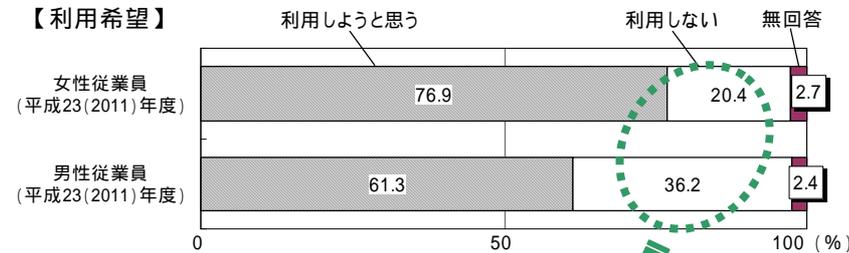
【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



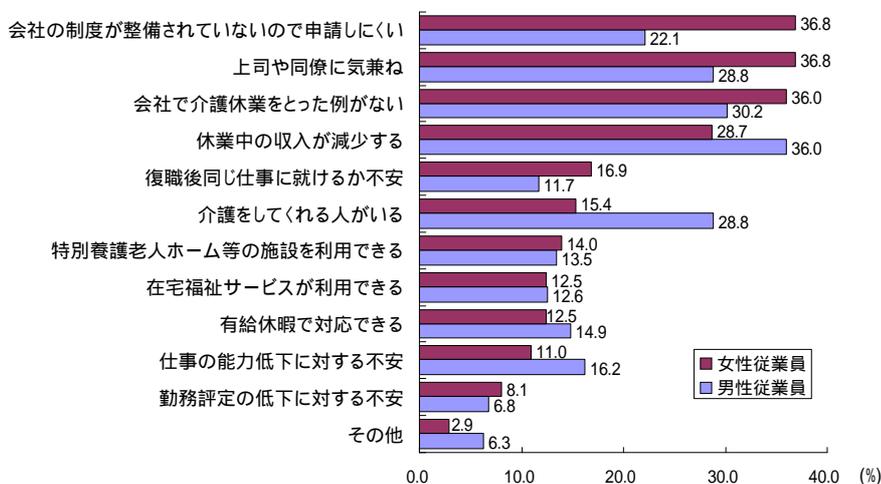
介護休業制度

【利用希望】



【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の約7割

男性の育児休業制度利用に対して、「当然取得してもよい」(女性従業員 37.2%, 男性従業員 32.3%), 「できれば取得した方がよい」(女性従業員 36.2%, 男性従業員 38.0%) と肯定的な考え方が約7割を占めています。

2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は38.0%の事業所で整備

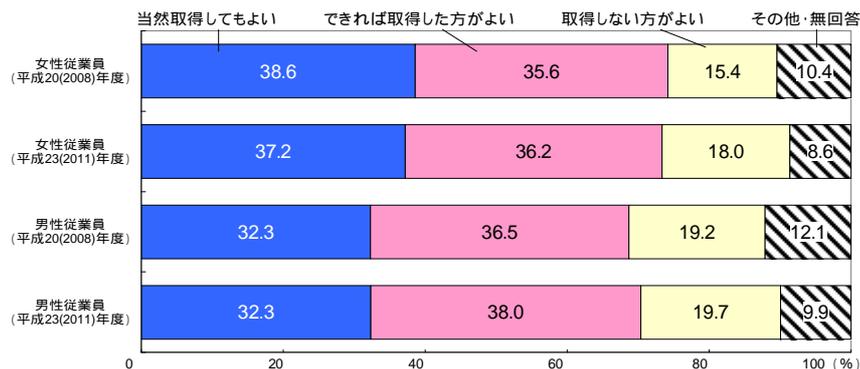
子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は38.0%と、平成20(2008)年度調査より1.4ポイント上昇しています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

【子の看護休暇】

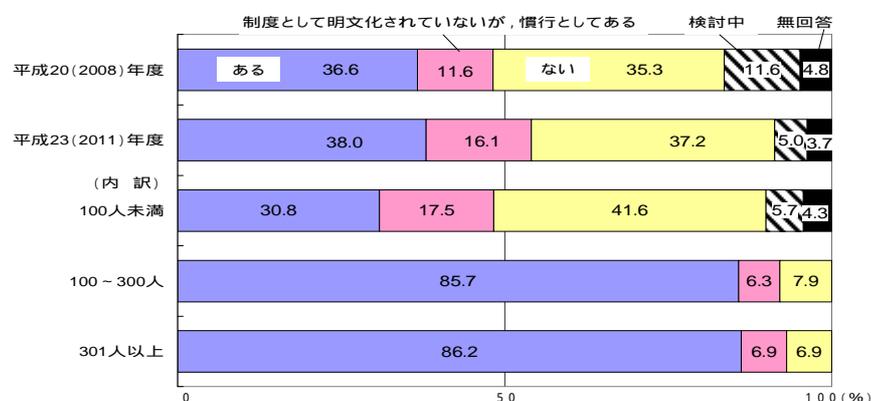
小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。

男性の育児休業制度利用に対する考え



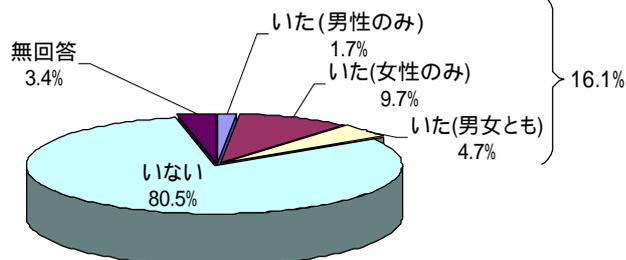
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成23(2011)年度)
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成20(2008)年度)

子の看護休暇制度の規定の有無 (事業主調査)



子の看護休暇制度の利用状況 (平成23(2011)年度) (事業主調査)

(平成22(2010)年4月1日から平成23(2011)年3月31日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
子の看護休暇制度の利用状況：平成23(2011)年6月1日において勤務している従業員で、子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

【参考】

子の看護休暇制度の規定状況 (全国)

平成17(2005)年度	規定あり	33.8%
平成20(2008)年度	規定あり	46.2%

子の看護休暇制度の利用状況 (全国)

平成17(2005)年度	8.2%
平成20(2008)年度	12.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち、約10,000事業所
子の看護休暇制度の利用状況：調査年度の10月1日現在で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、調査年度の前年度(4月1日から翌3月1日まで)(平成17年度調査は、調査年度の4月1日から9月30日まで)に子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20(2008)年度)
「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

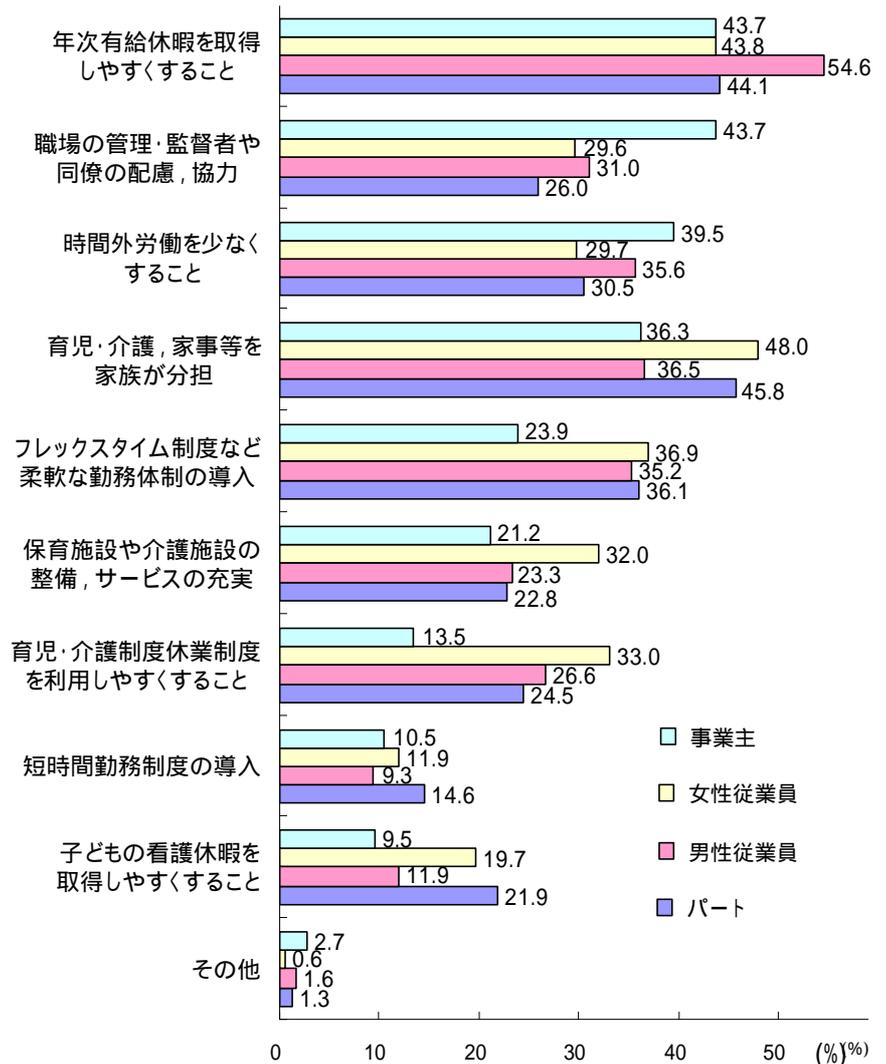
3 仕事と家庭の両立

事業主・従業員ともに重要と考えているのは、年次有給休暇の取得しやすさ

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主、男女従業員、パートともに、「年次有給休暇を取得しやすくなること」を上位にあげています。

なお、女性従業員は「育児・介護、家事等を家族が分担」が最も多い回答（48.0%）となっています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



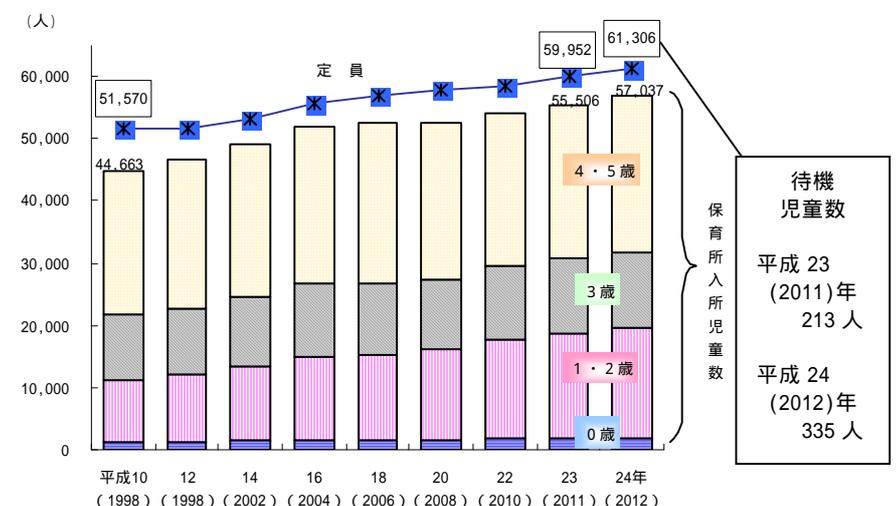
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県雇用環境実態調査」(平成 23 (2011) 年度)

4 保育所入所児童数

入所児童数は増加傾向

平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は 57,037 人、待機児童数は 335 人と増加しています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注) 各年 4 月 1 日現在
資料：広島県健康福祉局調べ

社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と比べやや減少

平成 23(2011)年 12 月 31 日現在の女性議員の割合は、県議会では 4.5% (3 人)、市町議会では 8.2% (44 人)となっています。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は県でやや減少、市町で増加

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」に掲げている平成 27(2015)年度の目標値 30.0% に対して、平成 24(2012)年 6 月 1 日現在で 28.4% となっています。

また、市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 24(2012)年 4 月 1 日現在で 25.0% となっています。（市町の審議会等委員の状況については 70 ページ参照）

県・市町の議員の状況

[平成 23(2011)年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数(人)	割合(%)
県議会	66 (65)	3 (3)	4.5(4.6)
市町議会	539 (547)	44(48)	8.2(8.8)
市	398 (406)	34(38)	8.5(9.4)
町	141 (141)	10(10)	7.1(7.1)

(注) 括弧内は前年同期
資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

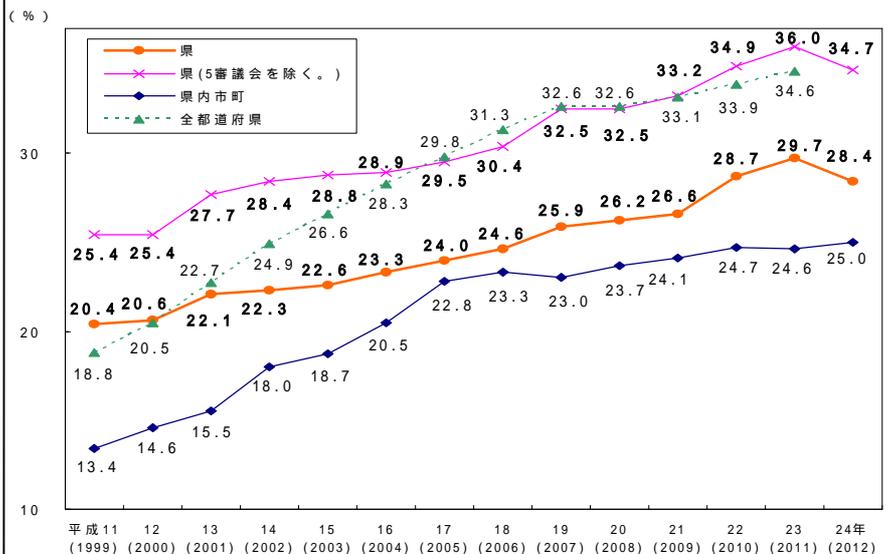
県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 24(2012)年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	69 (70)	11 (12)	15.9 (17.1)
審議会等	54 (56)	51 (53)	94.4 (94.6)	1,147 (1,164)	326 (346)	28.4 (29.7)
5 審議会を 除く。	49 (51)	49 (51)	100.0 (100.0)	920 (942)	319 (339)	34.7 (36.0)

(注) 括弧内は前年同期
5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会
資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



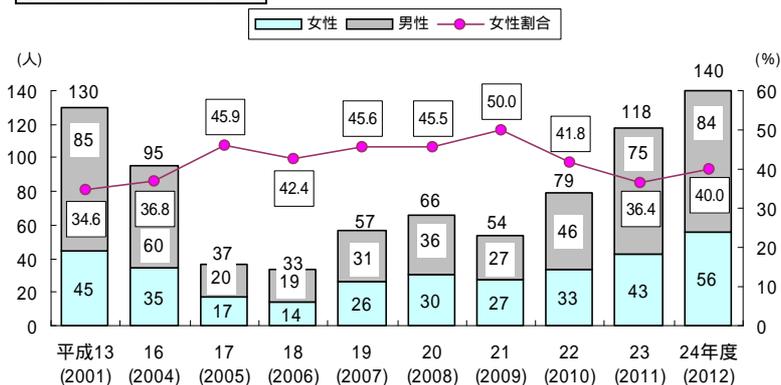
(注) 県は 6 月 1 日現在
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)
平成 24(2012)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 24(2012)年度内に公表見込
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

3 県職員の採用

県職員の採用者に占める
女性割合は40.0%

平成24(2012)年度の県職員の採用者数は140人で、女性56人(40.0%)、男性84人(60.0%)となっています。

県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在
採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計
資料：広島県人事委員会調べ

4 県・市町の職員及び管理職

県，市町とも女性管理職の
割合は増加傾向

平成24(2012)年4月1日現在の県職員は6,248人で、女性職員1,983人(31.7%)、男性職員4,265人(68.3%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は19人で、全管理職357人に占める割合は5.3%となっています。

また、県内の市町職員は28,140人で、女性職員11,431人(40.6%)、男性職員16,709人(59.4%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は313人で、全管理職2,544人に占める割合は12.3%となっています。

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

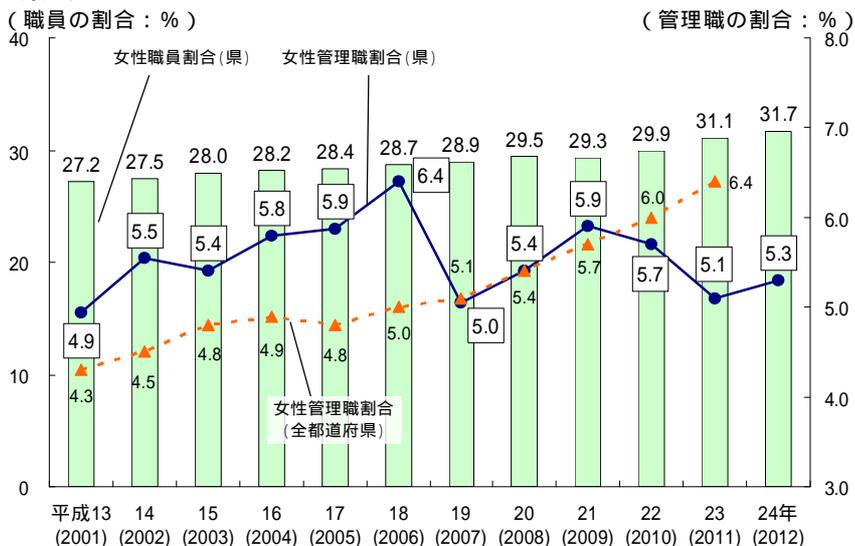
[平成24(2012)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,248	1,983	4,265	31.7
	管理職	357	19	338	5.3
市町	職員数	28,140	11,431	16,709	40.6
	管理職	2,544	313	2,231	12.3

(注) 職員数には、教員は含まない。
県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。なお、平成19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。
県の管理職数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。
市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔県〕



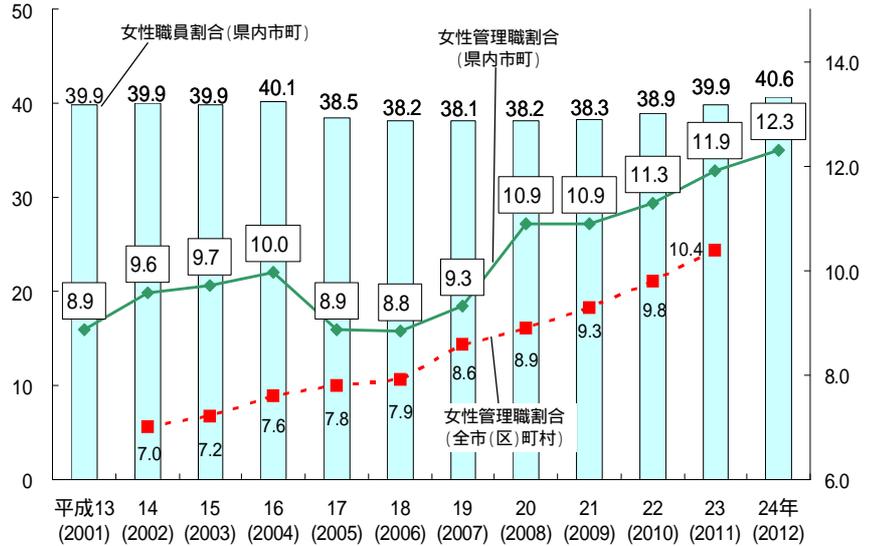
(注) 平成24(2012)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、内閣府が平成24(2012)年度内に公表見込

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕

(職員の割合：%)

(管理職の割合：%)



(注)平成24(2012)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、内閣府が平成24(2012)年度内に公表見込
全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会調べ

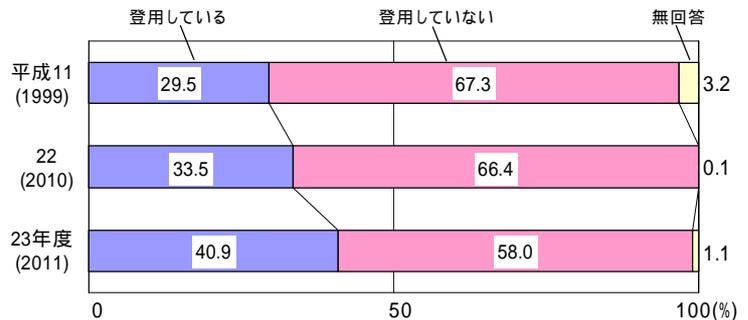
5 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は40.9%、管理職に占める女性の割合は22.1%

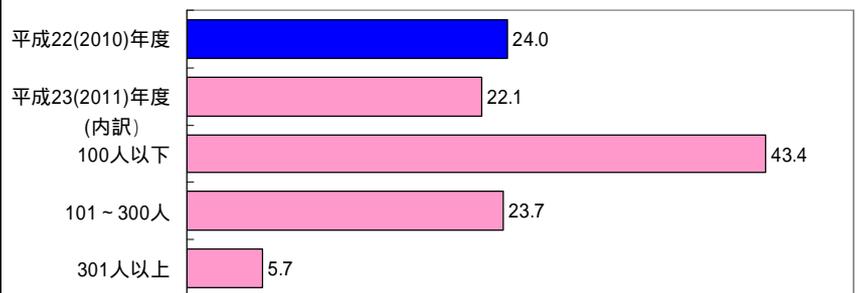
女性を管理職(課長相当職以上)に登用している事業所の割合は40.9%で、平成22(2010)年度の33.5%に比べ7.4ポイント上昇しています。一方、登用していない事業所の割合は58.0%で、前年度の66.4%に比べ8.4ポイント低下しています。

また、管理職に占める女性の割合は22.1%となっており、事業所の規模が小さくなるほど、割合が高くなっています。

女性管理職の登用状況 (事業主調査)



★ 管理職に占める女性の割合 (事業主調査)



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)年度は2,000社)
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成22(2010)、23(2011)年度)
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成11(1999)年度)

【参考】女性管理職を有する企業割合(全国)〔常用労働者30人以上の企業〕

平成21(2009)年度 部長相当職 10.5% 課長相当職 22.0%
平成18(2006)年度 部長相当職 8.8% 課長相当職 21.1%

(注)調査対象は、本社において常用労働者10人以上を雇用している民間企業のうち5,932企業(平成21年度、18年度は同じく30人以上を雇用している約7,000企業)
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21(2009)年度)
「女性雇用管理基本調査」(平成18(2006)年度)

女性を管理職に「登用していない」事業主があげる主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」(35.6%)が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」(34.6%)となっています。

女性の職業能力開発や職域拡大等による人材育成が課題となっています。

6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

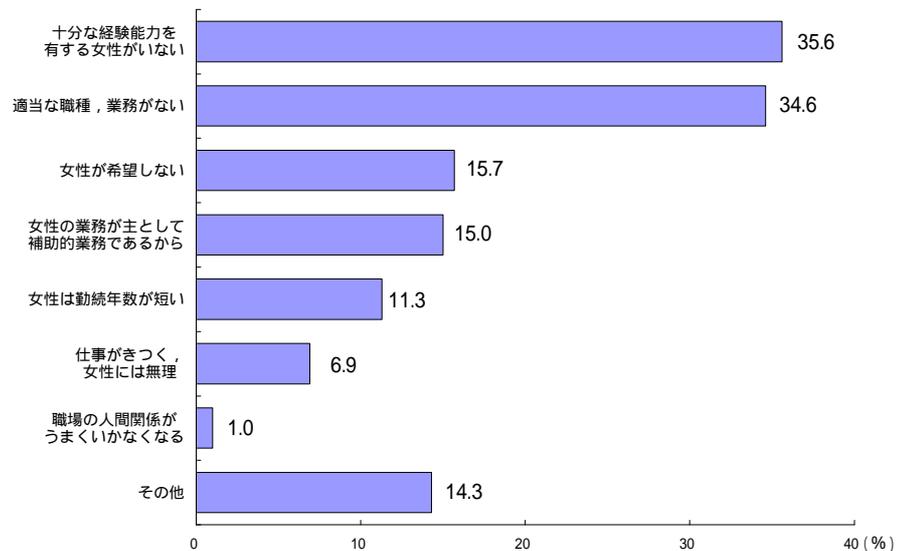
農林水産業における方針決定の場への女性参画状況は10%未満

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が4.6%、農業委員が9.6%、漁協役員が0.4%などとなっています。

農業委員の女性割合は、前年同期の6.3%に比べて3.1ポイント増加しています。

女性を管理職に登用しない理由 (平成23(2011)年度) (事業主調査)

(「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

[平成24(2012)年4月1日現在]

区分	総数 (人)	女性	
		人数 (人)	割合 (%)
農協役員	392 (396)	18 (17)	4.6 (4.3)
農業委員	553 (585)	53 (37)	9.6 (6.3)
指導農業士	54 (55)	2 (2)	3.7 (3.6)
農業士	331 (331)	20 (20)	6.0 (6.0)
漁協役員	791 (812)	3 (3)	0.4 (0.4)

(注) 括弧内は前年同期
資料：広島県農林水産局調べ

意識

1 男女の地位

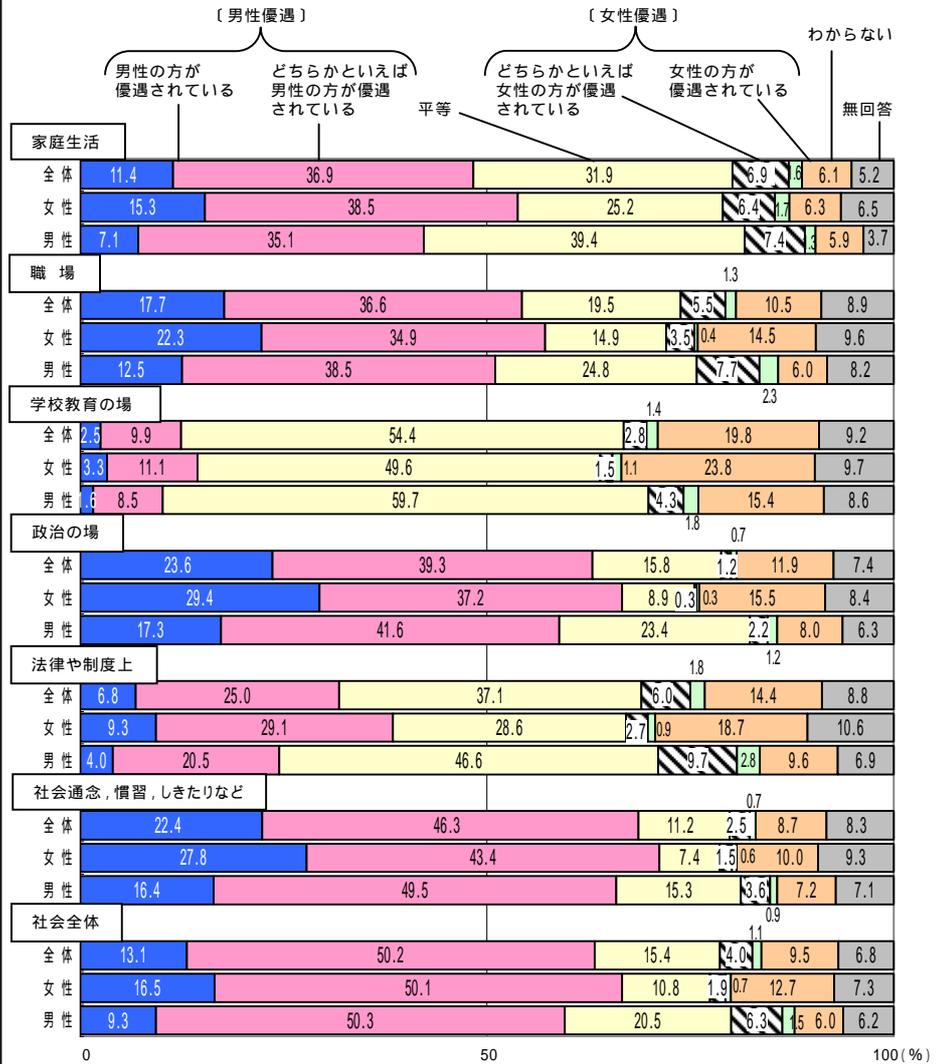
「社会全体」の男女の地位について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査より増加

男女の地位の平等感について、〔平等〕と回答した人の割合は「学校教育の場」で54.4%と最も高く、次いで「法律や制度上」(37.1%)、「家庭生活」(31.9%)となっています。

また、〔男性優遇〕(「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」が68.7%で最も高く、「社会全体」(63.3%)、「政治の場」(62.9%)と続いており、すべての分野で〔女性優遇〕(「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」)を上回っています。

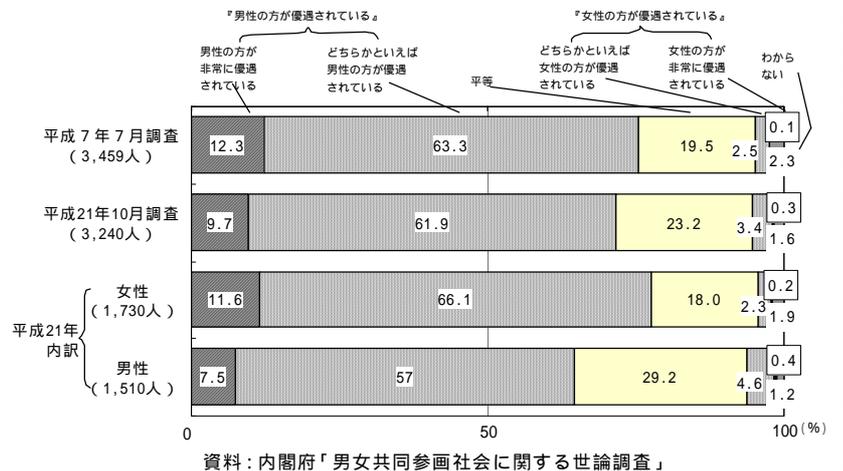
「社会全体」について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査(H20(2008))の女性7.3%、男性19.1%から増加していますが、全国と比べると下回っています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成23(2011)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)



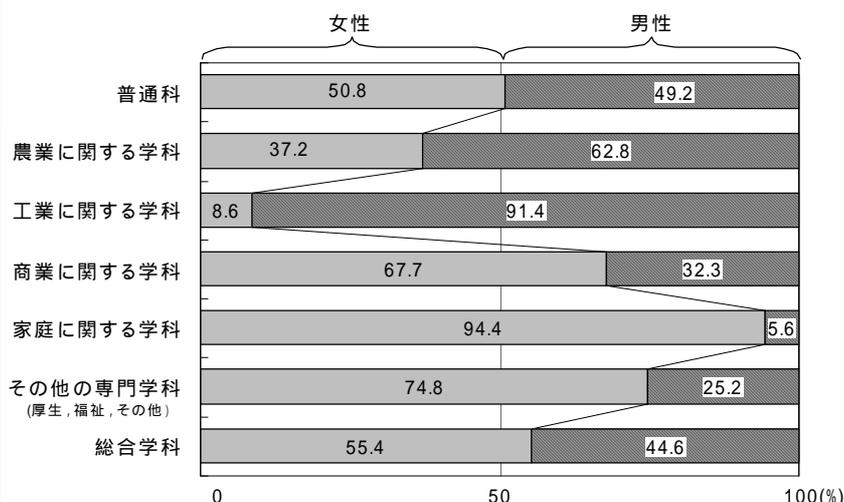
教 育

1 高等学校の生徒

女性は「家庭に関する学科」で、男性は「工業に関する学科」で、割合が最大

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が 94.4% と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の 91.4% となっています。

高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。

資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」(平成 23 (2011) 年度)

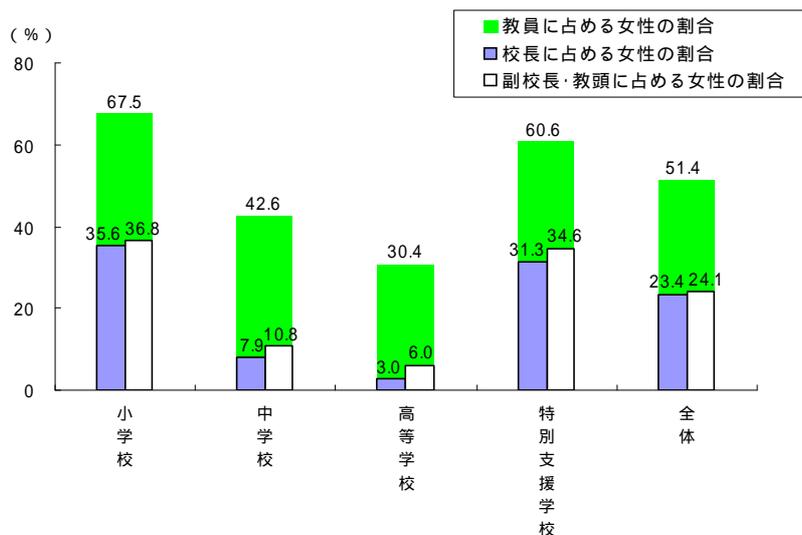
2 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率
女性管理職の割合は校長 23.4% ,
副校長・教頭 24.1%

平成 23 (2011) 年度の県内の小・中・高等学校、特別支援学校の教員数は、21,757 人で、女性 11,178 人 (51.4%)、男性 10,579 人 (48.6%) と、男女比率はほぼ同率となっています。

このうち、女性管理職の状況を見ると、校長は 23.4%、副校長・教頭は 24.1% となっています。

教員、校長、副校長・教頭に占める女性の割合



(単位：人)

区 分	教 員 数			校 長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,456	6,380	3,076	523	186	337	536	197	339
中学校	5,527	2,356	3,171	242	19	223	279	30	249
高等学校	5,505	1,673	3,832	135	4	131	183	11	172
特別支援学校	1,269	769	500	16	5	11	26	9	17
県全体	21,757	11,178	10,579	916	214	702	1,024	247	777
割合 (%)		51.4	48.6		23.4	76.6		24.1	75.9
【参考】全国	988,931	486,835	502,096	36,491	4,850	31,641	42,060	6,523	35,537
割合 (%)		49.2	50.8		13.3	86.7		15.5	84.5

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成 23 (2011) 年度)

家庭

1 1日の生活時間

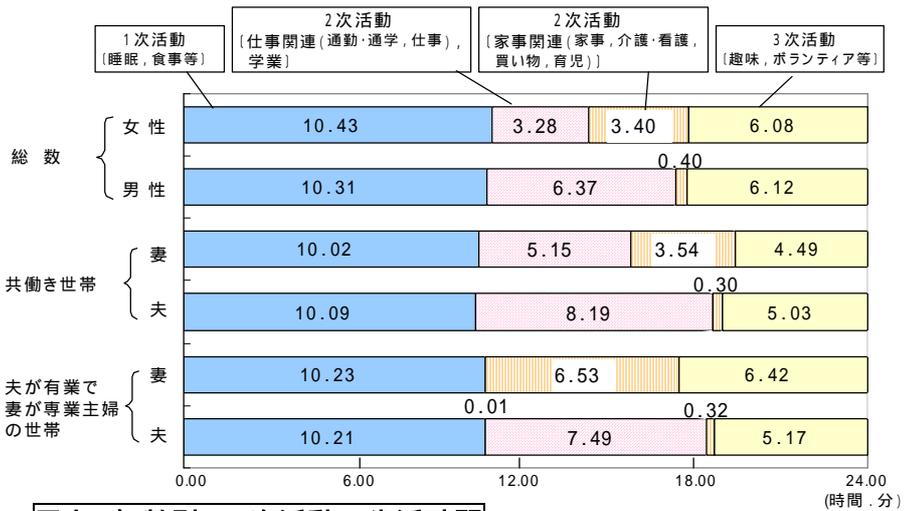
2次活動の時間の使い方では、**男性の家事関連の時間は30分程度**

県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

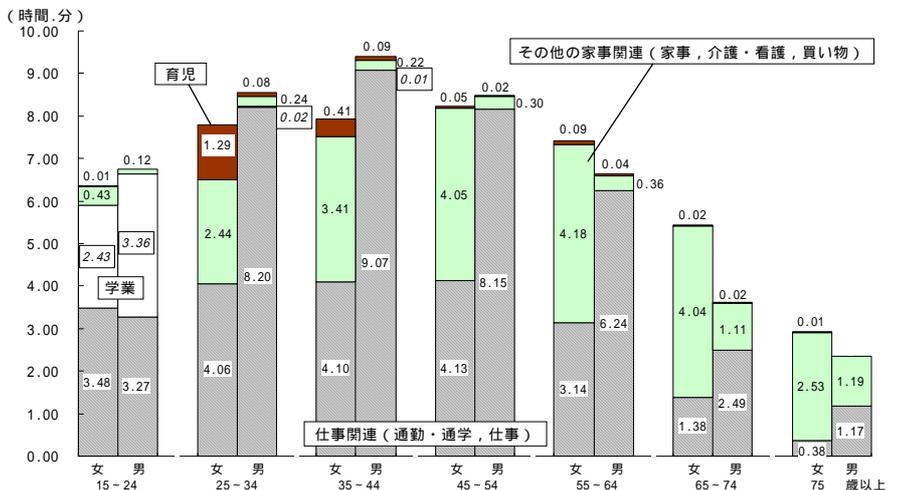
年齢別に見ると、特に25～64歳の各年齢では、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

- 1次活動：睡眠，食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事，家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次，2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

1日の行動の種類別総平均時間数



男女、年齢別の2次活動の生活時間



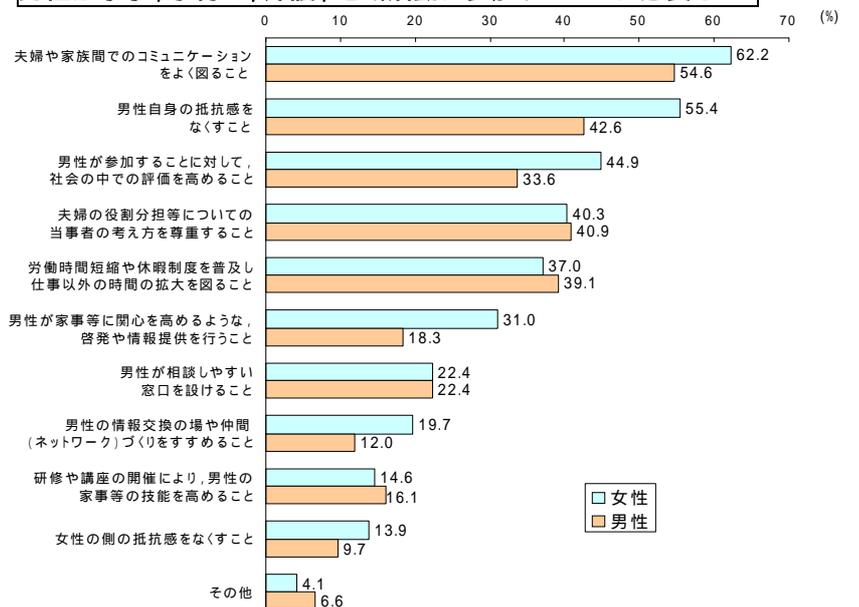
(注) 調査対象は、平成12年国勢調査調査区のうち、県内120調査区の中から無作為に抽出した約1,400世帯に居住する15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成18(2006)年)

2 男性の家事等への参加

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が最多

男性が家事，子育て，介護，地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

男性が家事，子育て，介護，地域活動に参加するために必要なこと (複数回答)



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

1 母子保健

周産期，乳児及び新生児の死亡率は近年は横ばい傾向

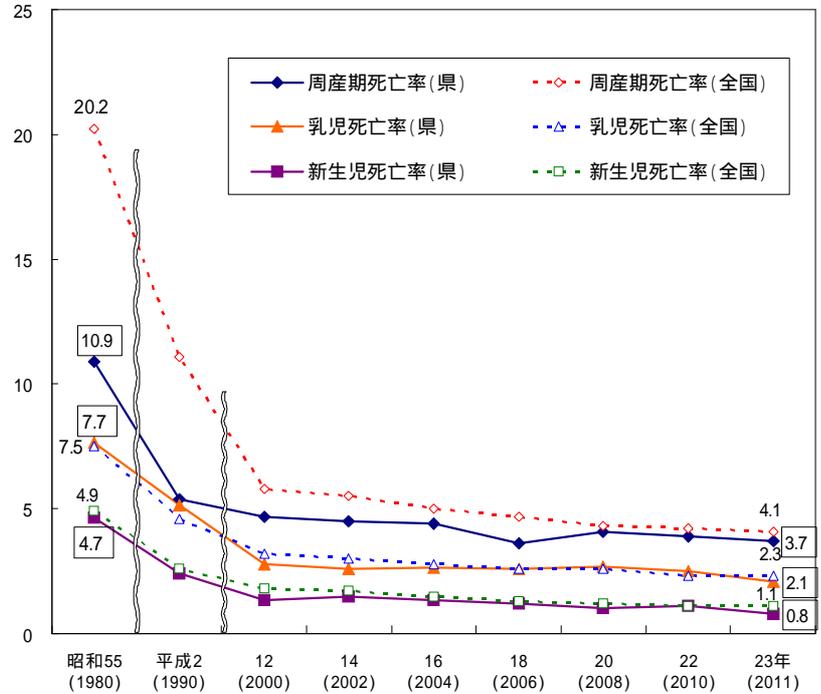
女性は，妊娠や出産の可能性があることから，ライフサイクルを通じて，男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

周産期，乳児及び新生児の死亡率の動向を見ると，いずれの指標も年々減少し，近年では横ばい傾向にあります。

母子保健関係指標の推移

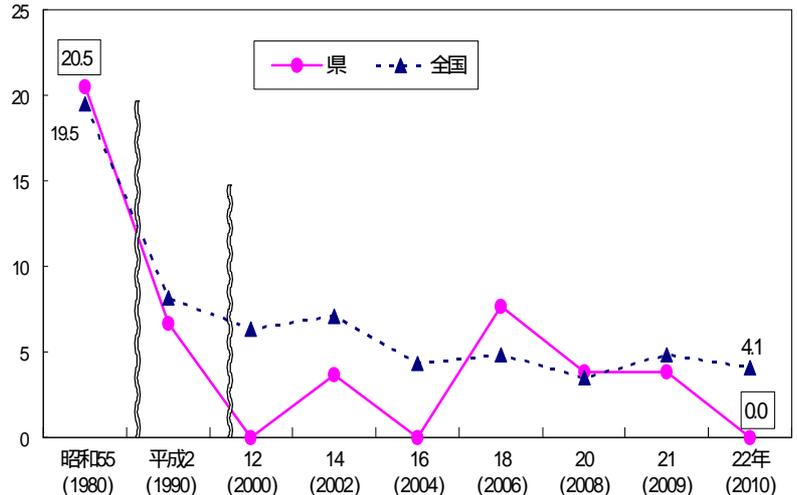
【周産期死亡率，乳児死亡率，新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対，出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産10万対)



(注)

周産期死亡率 = 年間の周産期死亡数 () ÷ 年間の出産 (出生 + 妊娠満22週以後の死産) 数 × 1,000
 妊娠満22週 (154日) 以後の死産に早期新生児 (生後1週未満) 死亡を加えたもの。

乳児死亡率 = {年間の乳児 (生後1年未満) 死亡数 ÷ 年間の出生数} × 1,000

新生児死亡率 = {年間の新生児 (生後4週 (28日) 未満) 死亡数 ÷ 年間の出生数} × 1,000

妊産婦死亡率 = {年間の妊産婦死亡数 () ÷ 年間の出産 (出生 + 死産) 数 (又は年間の出生数)} × 100,000

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(平成23 (2011) 年の数値については「人口動態統計月報年計 (概数)」)

女性に対する暴力，セクシュアル・ハラスメント

1 相談件数等

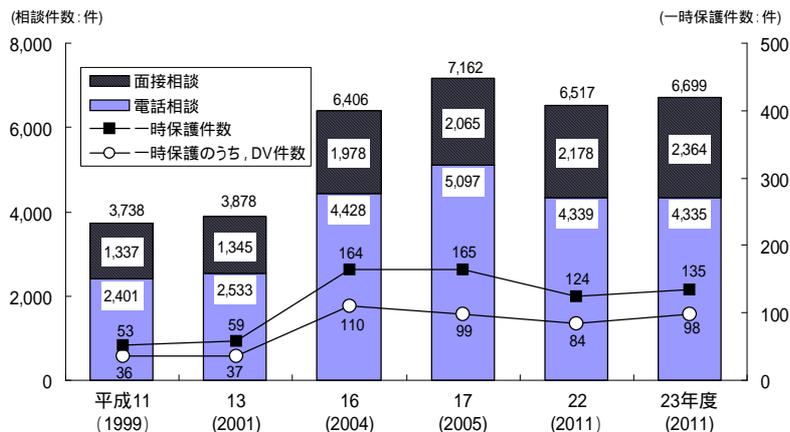
こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 23 (2011) 年度の相談件数は 6,699 件で，前年度より 182 件 (2.8%) 増加しています。相談件数のうち暴力逃避 (配偶者等，子，親，その他の親族及びその他の者による身体的，精神的又は性的暴力被害) に関する相談は 3,313 件で，49.5% を占めています。

また，一時保護は 135 件で，前年度より 11 件 (8.9%) 増加しており，そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス。43 ページ参照) に関するものは 98 件で 72.6% を占めています。

平成 23 (2011) 年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は，電話相談が 2,145 件，面接相談が 114 件となっています。

こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



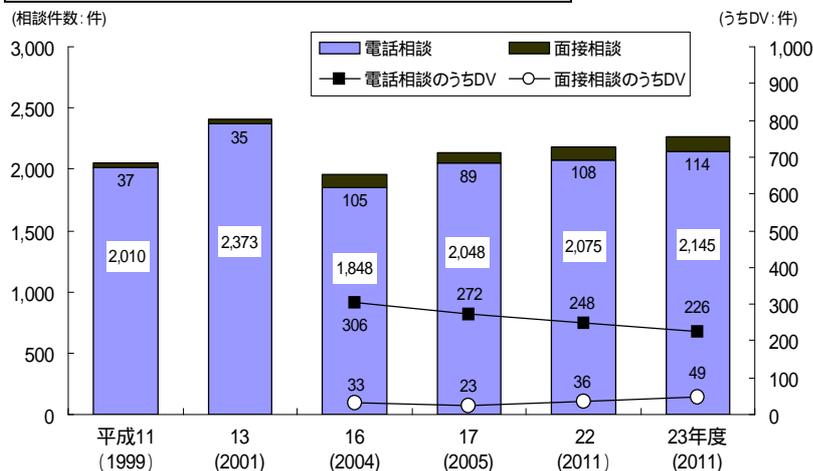
こども家庭センター等における相談件数等の状況 (平成 23 (2011) 年度)

区分	件数(件)	割合(%)
面接相談	2,364 (2,178)	-
うち暴力逃避	1,156 (959)	48.9 (44.0)
電話相談	4,335 (4,339)	-
うち暴力逃避	2,157 (2,072)	49.8 (47.8)
相談合計	6,699 (6,517)	-
うち暴力逃避	3,313 (3,031)	49.5 (46.5)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	135 (124)	-
うちDV	98 (84)	72.6 (67.7)

(注) 女性に関する相談：売春防止法による女性相談及び DV 防止法による配偶者等の暴力相談。男性からの DV 相談を含む。
括弧内は前年同期
資料：広島県健康福祉局調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



「エソール広島」相談事業における件数の状況 (平成 23 (2011) 年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	2,145 (2,075)	-
うちDV	226 (248)	10.5 (12.0)
面接相談	114 (108)	-
うちDV	49 (36)	43.0 (33.3)
相談合計	2,259 (2,183)	-
うちDV	275 (284)	12.2 (13.0)

(注) 括弧内は前年同期
資料：(財) 広島県女性会議調べ

2 性犯罪

電話相談件数は 23 件

平成 23 (2011) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 23 件となっており、前年と比較して、減少しています。

3 セクシュアル・ハラスメント

有無と内容

パートを含む女性の 8.7%、男性の 0.7% が「セクハラを受けた」と回答

パートを含む女性従業員の 15.1%、男性従業員の 10.8% が、セクシュアル・ハラスメント(44 ページ参照)が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

また、パートを含む女性従業員の 8.7%、男性従業員の 0.7% が「セクハラを受けた」と回答しており、内容では、女性従業員からは「不必要に身体を触られた」(53.2%)との回答が、男性従業員からは「容姿や体型について性的に話題とされた」(80.0%)との回答が最も多くなっています。

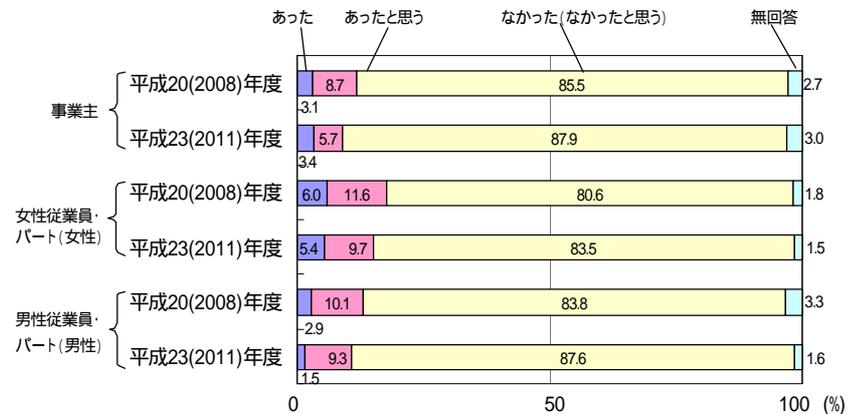
「性犯罪相談 110 番」の受理件数

[平成 23(2011)年 1 月～12 月計]

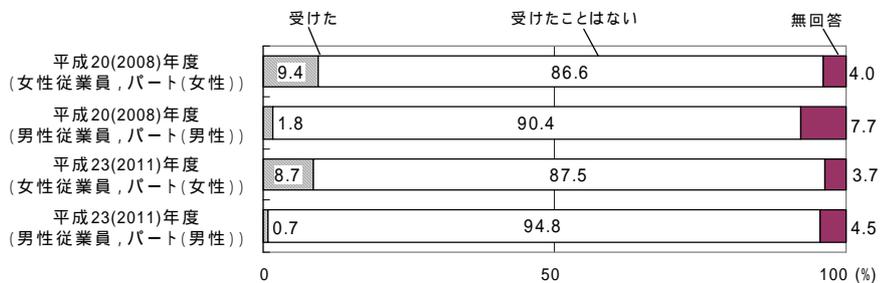
内 容	件 数 (件)	割 合 (%)	
性犯罪の被害申告に関するもの	7 (7)	30.4 (21.2)	
過去の性犯罪被害の悩みにに関するもの	2 (9)	8.7 (27.3)	
性的ないやがらせに関するもの	1 (0)	4.3 (0.0)	
精神的な悩みにに関するもの	0 (0)	0.0 (0.0)	
男女の性に関するもの	4 (3)	17.4 (9.1)	
事件容疑情報	0 (8)	0.0 (24.2)	
つきまとい行為に関するもの	1 (0)	4.3 (0.0)	
男女間暴力	0 (1)	0.0 (3.0)	
上記以外の相談	8 (5)	34.8 (15.2)	
合 計	23 (33)		
	女性	20 (25)	87.0 (75.8)
	男性	3 (7)	13.0 (21.2)
	不明	0 (1)	0.0 (3.0)

(注) 括弧内は前年同期 資料：広島県警察本部調べ

職場におけるセクハラの有無の認識

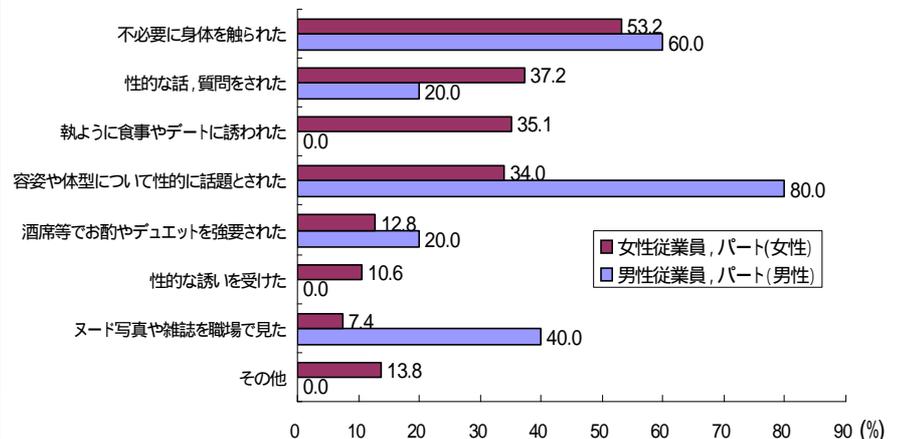


本人のセクハラ被害の有無



セクハラの内容(平成 23(2011)年度)

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県雇用環境実態調査」(平成 23(2011)年度)

広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20(2008)年度)

原因

事業主・従業員ともに、依然として男女や個人に意識の差があることが原因と回答

セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主・従業員ともに、「依然として男女や個人に意識の差がある」（事業主 54.6%、女性従業員 58.0%、男性従業員 56.6%、パート 50.1%）との回答が最も多くなっています。

防止対策

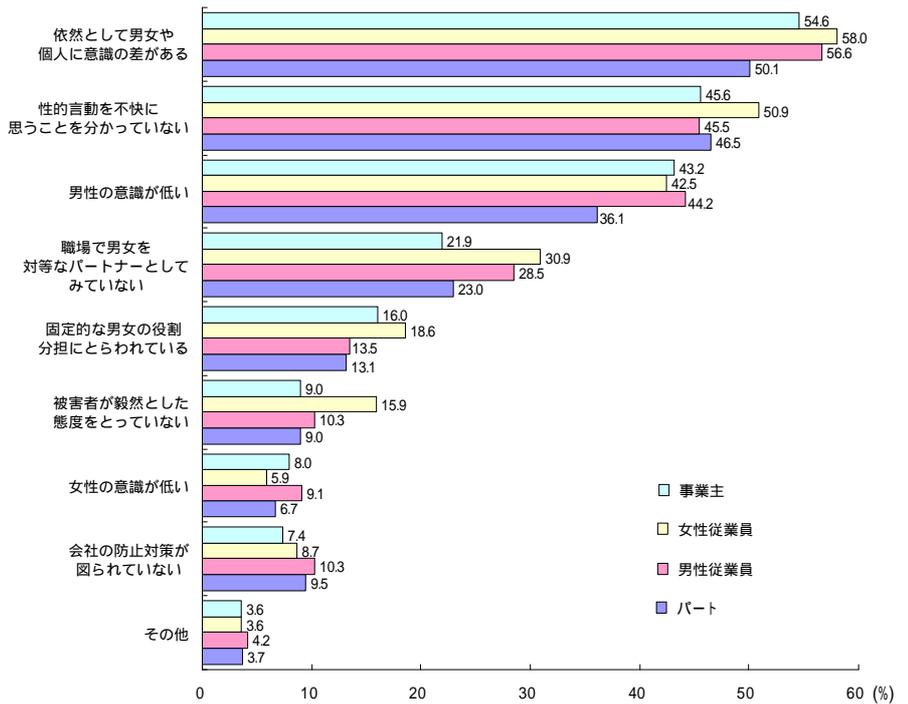
防止対策を講じている事業主の割合は37.0%

事業主は男女雇用機会均等法（5 ページ参照）により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の37.0%が防止対策を講じています。

内容では、「就業規則等への禁止の明文化」が66.5%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」が54.2%となっています。

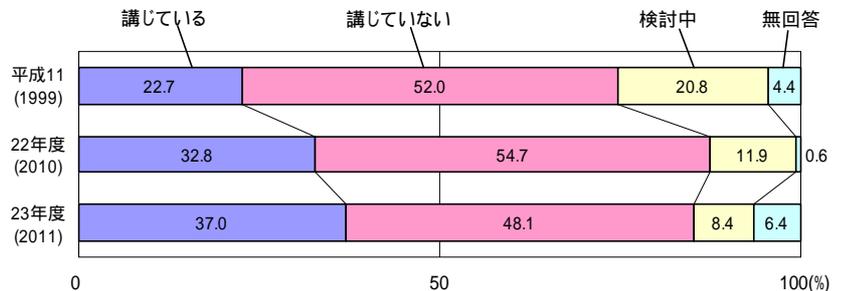
セクハラの原因（平成23（2011）年度）

（「セクハラがあった」と回答した事業主，従業員）複数回答



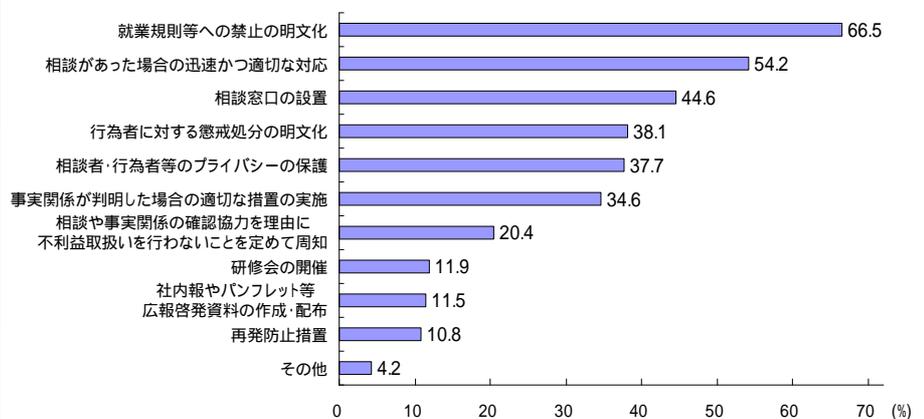
セクハラ防止対策の有無

〔事業主調査〕



セクハラ防止対策の内容（平成23（2011）年度）

〔事業主調査〕（「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）年度は 2,000 社）及びそこに勤務する女性従業員，男性従業員，パート各 2,500 人（平成 11（1999）年度は 2,000 人）

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 22（2010），23（2011）年度）
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 11（1999）年度）

2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
総人口		2,852,728 人	126,923,410 人	12	平成 23 (2011)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,471,992 人	64,929,236 人	12		
	男 性	1,380,736 人	61,994,174 人	12		
65歳以上人口		675,567 人	29,009,716 人	11	平成 23 (2011)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	392,795 人	16,662,077 人	11		
	男 性	282,772 人	12,347,639 人	12		
15歳未満人口		392,964 人	16,943,391 人	12	平成 23 (2011)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	191,332 人	8,258,628 人	12		
	男 性	201,632 人	8,684,763 人	12		
世帯数	1,232,636 世帯	53,783,435 世帯		11	平成 23 (2011)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.31 人	2.36 人		36	平成 23 (2011)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
3世代同居率	5.5%	7.1%		40	平成 22 (2010)年 10月 1日	総務省 「国勢調査」
平均寿命					平成 17 (2005)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	86.27 歳	85.75 歳	8		
	男 性	79.06 歳	78.79 歳	13		
平均初婚年齢					平成 23 (2011)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
	女 性	28.6 歳	29.0 歳	17		
	男 性	30.1 歳	30.7 歳	31		
婚姻率(人口千対)	5.3 人	5.2 人		8		
離婚率(人口千対)	1.82 人	1.87 人		18		

項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率(人口千対)	9.0人	8.3人	5	平成 23 (2011)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.53人	1.39人	12			
死亡率(人口千対)	10.1人	9.9人	34			
就業率	55.0%	54.1%	20	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
	女 性	45.5%	44.7%			22
	男 性	65.5%	64.1%			18
共働き率	44.6%	43.5%	31	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	150.2時間	146.2時間	22	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女 性	131.7時間	126.9時間			12
	男 性	164.5時間	161.4時間			22
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	306.5千円	317.3千円	8			
	女 性	209.8千円	206.1千円			7
	男 性	380.3千円	404.5千円			15
平均勤続年数	12.3年	11.9年	16	平成 23 (2011)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果(都道府県別速報)」	
	女 性	9.0年	9.0年			28
	男 性	13.8年	13.3年			13
高等学校等進学率	97.8%	98.2%	40	平成 23 (2011)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女 性	97.9%	98.5%			43
	男 性	97.8%	98.0%			31
大学等進学率	61.1%	53.9%	3			
	女 性	62.7%	55.9%			4
	男 性	59.5%	51.9%			3

(注) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

第 2 部

平成 23 (2011) 年度に 県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

¹積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発，具体的なモデルや成果の普及啓発

²次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進

事業主に対する，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた機運の醸成や多様な働き方（短時間勤務制度や在宅勤務制度など）の導入，育児・介護休業の取得促進など働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発

育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児，介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

（1）男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

職場における昇進・昇格等の男女間の格差を是正し，女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため，事業主や人事労務担当者等を対象とした働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーを開催しました。（商工労働局）

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成 23(2011)年 9月 14日	広島市	85

1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）: 男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では，男女労働者の間に事実上生じている差がある場合，それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

2 次世代育成支援対策推進法: 地方公共団体及び一定の事業主に対して，次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17（2005）年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお，平成 23 年（2011）4 月から，義務付けとなる企業規模が，常時雇用する労働者 101 人以上に拡大された。

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「³みんなで育てるこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(健康福祉局)(商工労働局)

(具体的な取組)

- ・ ⁴育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。(商工労働局)
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業等を登録し、県のホームページなどでその内容を紹介しました。(登録マーク)

<両立支援企業登録制度等新規登録状況>

区 分	社 数
仕事と家庭の両立支援登録企業	143
男性育児休業等促進宣言登録企業	68



また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。(商工労働局)

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育、⁵事業所内保育施設など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、⁶地域子育て支援センターや⁷放課後児童クラブ・⁸放課後子ども教室の設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。

(健康福祉局)(商工労働局)(教育委員会)

3 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿。基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22(2010)～26(2014)年度。

4 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

5 事業所内保育施設：子育てを行う従業員が安心して働き続けられるよう、企業等が従業員の子どもを対象として事業所内や隣接地に設置する保有施設。

6 地域子育て支援センター：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設されている。

7 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

8 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

<主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況>

区 分	平成 23(2011)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	22	289
休日保育事業	6	14
病児・病後児保育事業	16	32
地域子育て支援センター事業	23	117
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	22	545
放課後子ども教室推進事業	19	159
事業所内保育施設整備促進補助金	6か所	

- ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した働きやすい社会を構築するため、職場の風土づくりの一環として、企業等が行う、従業員や家族、地域社会との相互理解を深めるための取組に奨励金を支給するとともに、取組事例を公表し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する機運の醸成を図りました。(商工労働局)

<ワーク・ライフ・バランス推進事業実施状況>

項 目	概 要	数量等
こどもの職場参観日等奨励金	20万円/件	10社

- ・ 看護職員が、健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを推進するため、(社)広島県看護協会に委託し、多様な勤務形態導入のための相談窓口の設置や、医療機関に対するアドバイザーの派遣、(社)広島県病院協会と連携した研修会を実施しました。(健康福祉局)

<ワークライフバランス推進事業実施状況(看護職員対象)>

項 目	数量等
相談窓口の設置	相談件数 75件
研修会の開催	参加者数 192人

- ・ 近年の親の就労環境やライフスタイルの変化に対応するため、(財)ひろしま子ども夢財団に委託し、父親の子育て意識や家庭生活の中での役割の認知等の向上をめざした研修を実施する企業・団体・地域において、お父さん応援プログラムの実施を支援し、かつ、企業・団体の子育て支援意識の改革の促進を目的としたお父さん応援事業に取り組みました。(健康福祉局)

<お父さん応援プログラム実施状況>

項 目	数量等
男性社員向け職場研修の開催	5社
地 域 研 修	9地域
地域研修(ふたご・みつごのお父さん)	5地域

9(財)ひろしま子ども夢財団：安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

- ・ 男性の育児休業等の取得を促進するため、キャンペーンや奨励金の支給を通じ、育児休業等
を取得しやすい職場環境の整備を推進しました。 (商工労働局)

< 男性の育児休業等促進キャンペーンの主な内容 >

項 目	概 要	数量等
テレビ番組の放送	育児休業応援番組「取るなり育メン休暇 「パパなり！」」の放送	5分番組 15回 30分番組 1回
ラジオ番組の放送	テレビ番組と連動し、毎週放送	12回
新聞・雑誌	新聞や育児雑誌への広告・記事掲載	各1回
プロモーション	親子連れや企業等へ啓発ツールの配布	約11,000セット

< いきいきパパの育休奨励金支給状況 >

奨励金活用件数	37社(対象人数50人)
---------	--------------



(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図りました。 (商工労働局)

母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。 (商工労働局)

女性医師の出産・育児による離職を防止し、仕事と育児を両立できるよう、医療機関に対し、短時間正規雇用制度等の導入を促進するための、費用の一部を助成しました。また、女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児のための総合的な支援を実施しました。 (健康福祉局)

< 女性医師等就労環境整備事業実施状況 >

項 目	数量等
女性医師短時間正規雇用導入支援事業	9件

10 **パートタイム労働法**(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律):適正な労働条件の確保,その他の雇用管理の改善により,短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため,平成5(1993)年に制定。平成19(2007)年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。

11 **労働者派遣法**(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律):労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため,昭和60(1985)年に制定。平成24(2012)年に日雇派遣の禁止など事業規制の強化,派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善などを盛り込んだ改正が行われた。

出産・育児，その他の理由で離職している女性の就職を支援するため，就職を希望する女性が無料で利用できる就職相談コーナーを「ひろしまジョブプラザ」等に設置し，就職に関する相談を受けるとともに，就職に役立つ情報を提供しました。また，就職を希望する女性に対して就職に必要な研修を実施するとともに，短期の雇用・就労経験を通じて，就職に向けた支援を行いました。（商工労働局）

<女性の就職総合支援事業実施状況>

内 容	人数	うち就職者
女性の就業相談コーナー利用者	110人	8人
出産育児等離職者就業体験プロジェクト参加者	83人	34人

ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や「ひろしまジョブサイト」により，求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

国と連携して「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」を運営し，一体的・総合的に全世代の多様な働き方を支援しました。（商工労働局）

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

求職者向け 求人情報，U・Iターン，多様なワークスタイル，起業支援，生活支援，障害者への支援 など	学生向け 就職ガイダンス情報，就業相談窓口，インターンシップ，求人情報など
労働者向け 労働相談コーナー，勤労者福祉・福利厚生，労働大学，職場における男女均等の取扱いなど	事業主向け 助成金データベース，職業能力開発，障害者雇用，高齢者雇用 など

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
 携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 23(2011)年度の実施状況

農林水産業や商工業等の自営業において，経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう，様々な機会を通じて啓発を行うとともに，商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局)(商工労働局)(農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 23(2011)年度の実施状況

小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。(商工労働局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H21(2009)	4.6% H23(2011)	6.0% H26(2014)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5% H22(2010)	64.1% H23(2011)	100.0% H27(2015)
男性の育児休業等促進宣言企業数		144 企業 H23(2011)	300 企業 H26(2014)
男性の育児休業取得率	1.2% H21(2009)	4.6% H22(2010)	5.0% H24(2012)
県職員(男性)の育児休業取得率	8.8% H21(2009)	6.6% H22(2010)	10.0% H26(2014)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	16 か所 H21(2009)	18 か所 H23(2011)	20 か所 H26(2014)
保育所待機児童数	113 人 H21(2009)	335 人 H24(2012)	0 人 H26(2014)
延長保育実施か所数	386 か所 H21(2009)	423 か所 H23(2011)	468 か所 H26(2014)
病児・病後児保育実施か所数	29 か所 H21(2009)	32 か所 H23(2011)	45 か所 H26(2014)
放課後児童対策未実施校区数	32 校区 H22(2010)	18 校区 H23(2011)	0 校区 H26(2014)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会 8 農業協同組合 3 H22(2010)	農業委員会 5 農業協同組合 4 H23(2011)	農業委員会 0 農業協同組合 0 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

マザーズハローワーク広島に併設したわーくわくママサポートコーナーにおいて、きめ細かい相談対応等を行うとともに、セミナー及びワークショップ等を通じて潜在的に就職を希望している女性の就職活動を後押しします。また、男性の育児休業取得促進や事業所内保育施設の整備補助を中心に、子育てしやすい職場環境の整備を推進します。(商工労働局)

保育士人材バンクの設置により、保育サービス提供体制の確保や多様な保育ニーズに対応するための人材の確保に努めるとともに、市町と連携して待機児童解消にむけた保育所や認定こども園の整備を推進します。(健康福祉局)

農業協同組合及び農業委員会、広島県農業会議等の行う様々な活動において、男女共同参画の啓発の充実等、役員や委員への女性登用に向けた積極的な取組を働きかけます。(農林水産局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネート等の支援など、地域づくりを担うボランティア、NPO¹²、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成23(2011)年度の実施状況

政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために（財）広島県女性会議¹³が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。（総務局）（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第6期	44 (6)	39 (5)	34 (6)	29 (5)	10 (0)	10 (0)	平成23(2011)年10月 ～24(2012)年3月
第1～6期 累計	309 (36)	282 (33)	210 (26)	186 (24)	99 (10)	96 (9)	

福山校は1コースのみ開催、別途公開講座を実施（参加者数：29名）

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第5期	20 (3)	20 (3)	12 (2)	12 (2)	8 (1)	8 (1)	平成23(2011)年4月 ～23(2011)年9月
第1～5期 累計	170 (19)	147 (19)	99 (12)	86 (12)	71 (7)	61 (7)	

<エソールひろしま大学（専科）修了者数等>

区分	総数（人）		開講期間	備考
	受講者数	修了者数		
第4期	19	19	平成23(2011)年1月 ～23(2011)年8月	受講対象者は女性のみ。広島校で開講
第1～4期 累計	76	71		

12 NPO (Non Profit Organization): 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

13 (財) 広島県女性会議: 男女共同参画社会づくりを推進するため、昭和63(1988)年に県と女性団体が設立した財団法人。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 23(2011)年度の実施状況

国の交付金で造成した「広島県新しい公共支援事業基金」を活用し、非営利組織の自立や活動の定着を図るための各種事業を実施するとともに、シンポジウムを開催し、県民の非営利組織への理解の向上などを図りました。
(環境県民局)

< N P O 等自立促進事業の主な実施状況 >

項 目	概 要	開催期間	数量等
非営利組織のマネジメント力強化研修の実施	経営全般の基礎知識を習得するための研修実施(全14日間)	平成23年11月 ~24年3月	受講者数 52人
NPOシンポジウムの開催等	ひろしまNPO大賞の表彰式及びNPOシンポジウムの開催	平成24年3月 31日	参加者数 102人

住民自治活動の活性化のため、国の集落支援員・地域おこし協力隊制度の普及啓発に努めました。
(地域政策局)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	28.7% H22(2010)	28.4% H24(2012)	30.0% H27(2015)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている 5審議会を除く。)	34.9% H22(2010)	34.7% H24(2012)	37.5% H27(2015)
エソールひろしま大学(専科)修了生累計	52人 H22(2010)	71人 H23(2011)	166人 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、計画策定時に比べやや減少していますが、各審議会において目標達成に向けて取り組んでおり、引き続き、積極的に女性の登用を図ります。
(総務局)(教育委員会)(警察本部)

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

市町の取組の積極的な支援，産学官連携による男女共同参画の推進

（1）県の推進体制の充実等

平成 23(2011)年度の実施状況

広島県男女共同参画審議会（資料編 75 ページ参照）の意見を踏まえ，男女共同参画施策推進協議会を中心とした各部局の緊密な連携の下に，「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」（資料編 76～77 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。（環境県民局）

< 広島県男女共同参画審議会開催状況 >

開催日	審議事項
平成 24（2012）年 2 月 13 日	（1）広島県男女共同参画審議会の会長の選出について （2）広島県男女共同参画基本計画（第3次）の推進状況について （3）子育て期における女性の社会参画について

（2）広島県女性総合センター機能の充実・強化

平成 23(2011)年度の実施状況

広島県女性総合センター「エソール広島」において，（財）広島県女性会議が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに，事業連携を図りました。（環境県民局）

（3）市町等との連携強化・取組支援

平成 23(2011)年度の実施状況

地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため，市町，関係団体及び企業の男女共同参画担当者などを対象に，先進的取組事例の紹介等を行う男女共同参画研修会を開催しました。また，市町における男女共同参画推進の機運醸成を図るため，市町（安芸太田町）と連携して講演会を開催しました。（環境県民局）

（市町における取組の詳細は，第4部 67～72 ページ参照）

< 広島県男女共同参画研修会開催状況 >

第1回 「広島の経済活性化と男女共同参画」

開催日：平成23(2011)年6月3日

開催地：広島市(エソール広島)

参加者数：250人

内容：講演「広島の経済活性化と男女共同参画」

講師：藻谷 浩介さん

(株)日本政策投資銀行地域振興グループ地域支援班 参事役)



第2回 (「平成23年度 安芸太田町人権フェスタ」と同時開催)

開催日：平成23(2011)年12月11日

開催地：安芸太田町(川・森・文化・交流センター)

参加者数：200人

内容：オープニングステージ「絵本の朗読」

出演：読み語りボランティアグループ「野うさぎ文庫」

男女共同参画研修会(基調講演 「いのちの感受性」)

講師：落合 恵子さん(作家・子どもの本の専門店「クレヨンハウス」主宰)



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
男女共同参画計画を策定した市町数	20市町 H22(2010)	20市町 H23(2011)	県内全市町 H27(2015)

【今後の取組の方向性】

県内全市町において男女共同参画計画が策定されるよう、計画未策定の市町に対し、啓発事業の連携実施により男女共同参画推進の機運醸成を図るとともに、引き続き積極的な計画策定に関する情報提供を行います。

重点項目

様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

多様な機会や情報手段により、様々な立場の県民、特に男性や若い世代にも対応した男女共同参画に関する理解が深められる広報・啓発の実施

平成 23（2011）年度の実施状況

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバルでパネル展示等を実施するなど、各種研修会やセミナー等の機会を通じて啓発を行ったほか、ラジオ、インターネット、広報誌などによる広報活動を実施しました。（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】平成13（2001）年度から実施

平成 23（2011）年度の標語

「チャンスをつかち、未来を拓こう」

平成 24（2012）年度の標語

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」



< 男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況） >



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合	10% H22(2010)	13.6% H23(2011)	20% H27(2015)

【今後の取組の方向性】

男女共同参画社会が、女性だけでなく、男性にとっても仕事と家庭が調和した暮らしやすい社会であることについて理解を深めるための、広報・啓発を実施します。（環境県民局）

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習機会の提供

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成 23（2011）年度の実施状況

発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進するため、児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進しました。（教育委員会）

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成 23（2011）年度の実施状況

地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（財）広島県女性会議を支援しました。

（環境県民局）

< 男女共同参画・地域入門講座開催状況 >



《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
最終学年生徒における ¹⁴ インターンシップ体験生徒の割合（県立高校）	30.3% H21(2009)	32.2% H23(2011)	40% H26(2014)

【今後の取組の方向性】

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成を図ります。（教育委員会）

14 インターンシップ：産業の現場などで、生徒、学生等が、在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験を行うこと。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

家族が互いに尊重し、協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすことができるような、多様な啓発の実施

多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成 23（2011）年度の実施状況

経済団体・県・（財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
（料金の割引やポイントアップ、子どもにやさしい施設の提供など）

サービスの提供 子ども連れで来店・来所の場合
子ども連れでない場合には、Kids めるまが（ ）から送信される「イクちゃん」の画像を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids めるまがとは、（財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）



ステッカーイメージ

登録店舗数 5,065 店舗（H24.3 末）

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
<http://www.ikuchan.or.jp/service/>（携帯・スマートフォンも同じ）

安心こども基金を活用して、市町が行う¹⁵地域子育て支援拠点の整備を行うとともに、広く活用されるよう、市町と連携して広報や機能の充実に努めました。（健康福祉局）

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
地域子育て支援拠点事業実施か所数	105 か所 H21(2009)	117 か所 H23(2011)	139 か所 H26(2014)

【今後の取組の方向性】

企業やNPOなど多様な主体が協働で子育てを応援する「広島県方式“みんなで子育て応援”」の取組が更に広がるよう、子育て当事者の声を聞きながら、企業や子育て支援者などの取組を推進します。（健康福祉局）

¹⁵ 地域子育て支援拠点：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動の拠点となる施設。センター型、ひろば型、児童館型がある。

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

思春期，妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療，健康づくり対策
 周産期医療体制，不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
 ひとり親家庭の置かれた状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 23（2011）年度の実施状況

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」の展開など，生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。また，県民に対し，健康づくりに関する情報を発信する「ひろしま健康ネット」を開設しました。（健康福祉局）

妊婦が検診費用を心配せず，必要な回数の妊婦健康診査（14回）を受けることができるよう，公費助成の拡充を行う市町を支援しました。（健康福祉局）

女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど，母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに，周産期医療体制，不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制の充実を図りました。（健康福祉局）

ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う，総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助を行いました。（健康福祉局）

総合・地域周産期母子医療センター数	9 箇所
-------------------	------

高校生等が「命の大切さ」を学び将来親となる自覚を持つことを目的に，高等学校等へ専門医が講師として出向く「出前講座」を実施し，妊娠・出産・子育て等について理解を深めることを支援しました。（健康福祉局）

出前講座実施回数	25 回（受講者数 3,291 人）
----------	--------------------

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

平成 23 (2011) 年度の実施状況

「第 4 期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供などを行うとともに、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努め、¹⁶「第 5 期ひろしま高齢者プラン」を策定しました。

(健康福祉局)

認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営しました。

また、認知症のある高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支援体制の構築等について検討する認知症地域支援体制推進会議を開催するとともに、認知症の医療と介護の連携強化や若年性認知症への対応についてワーキング会議において検討しました。

さらに、県民に対し認知症理解を図るため、市町等と連携して、世界アルツハイマーデー(9月21日)からの1週間を「オレンジリング週間」として位置付け、普及啓発イベントを実施しました。

(健康福祉局)

障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、¹⁷「広島県障害者プラン」を推進するとともに、¹⁸「第 2 期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。

(健康福祉局)

仕事と家事や子育ての負担を一人で担うことになるひとり親家庭の親の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置し、eラーニングや集合研修による職業訓練を行い、訓練受講者に対して訓練手当を支給しました。

また、在宅就業に適した業務の開拓を行うことにより、訓練修了者に対して安定的に在宅就業業務を供給し、収入増による生活の安定と自立支援を図りました。

(健康福祉局)

<ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業実施状況>

項目	概要	数量等
職業訓練の実施	eラーニング	1, 2 期 (参加者 130 人)
	集合研修	1, 2 期 (参加者 130 人)

16 第 5 期ひろしま高齢者プラン: 老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間: 平成 24 (2012) ~ 26 (2014) 年度。

17 広島県障害者プラン: 障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間: 平成 16 (2004) ~ 25 (2013) 年度。

18 第 2 期広島県障害福祉計画: 障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間: 平成 21 (2009) ~ 23 (2011) 年度。

女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関と連携して、ポスターやパンフレットなどを活用した普及啓発を行いました。(危機管理監)

《関連目標値の状況》

指 標 名	計画策定時の数値	現況値	目標値
周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5 圏域 H21(2009)	5 圏域 H23(2011)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
24 時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6 圏域 H21(2009)	5 圏域 H23(2011)	全圏域(7 圏域) H26(2014)
平均自立期間(日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65 歳女性 20.54 歳 65 歳男性 17.08 歳 H20(2008)	65 歳女性 20.75 歳 65 歳男性 17.46 歳 H22(2010)	65 歳女性 20.99 歳 65 歳男性 17.64 歳 H24(2012)
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量	2,203 人 H22(2010)	2,907 人 H23(2011)	3,432 人 H26(2014)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	4,856 人(賦) H23(2011)	4,856 人(賦) H23(2011)	5,742 人 H26(2014)
グループホーム・ケアホームサービス量(1 か月分)	1,155 人 H22(2010)	1,155 人 H22(2010)	1,846 人 H26(2014)
消防団員のうち女性の占める割合	1.8% H21(2009)	1.8% H23(2011)	7.8% H27(2015)

【今後の取組の方向性】

「第5期ひろしま高齢者プラン」に基づき、プラチナ世代が社会参画しやすい環境づくりや医療・介護・福祉・保健の連携、介護サービスの充実等に重点的に取り組み、元気な高齢者を増やし、地域包括ケアを進めます。(健康福祉局)

認知症に関する基礎知識について、高齢者のみならず家族等若年層の関心が一層高まるような効果的な広報・啓発を実施します。(健康福祉局)

ひとり親家庭の在宅就業を支援するため「在宅就業支援センター」による職業訓練、業務開拓等を実施します。(健康福祉局)

女性消防団員の加入を促進するため、消防団により異なる女性消防団員の役割等について標準化及び将来の方向性の検討を行います。(危機管理監)

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

平成23(2011)年度の実施状況

¹⁹「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。（健康福祉局）

<こども家庭センターにおける相談状況>

項目	件数
相談受付件数	1,141件
一時保護件数	98件

DV防止法第2条の3の規定によって策定した²⁰「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。（健康福祉局）

行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、²¹「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。また、民間団体と連携し、DV防止やDV被害者支援等に関する普及啓発活動や各種研修を実施するとともに、DV被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を実施しました。

（健康福祉局）

19 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16(2004)年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19(2007)年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

20 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18(2006)～平成22(2010)年度。

21 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域（西部・東部・北部）に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

市町における²²「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。
(健康福祉局)

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進²³

平成 23 (2011) 年度の実施状況

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントへの早期対応や未然防止に向けて、教育委員会、教育センター及び学校に体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。

(総務局)(環境県民局)(商工労働局)(教育委員会)

²⁴ ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

さらに、²⁵ 女性安全ステーションなど被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。
(健康福祉局)(警察本部)

【今後の取組の方向性】

地域におけるDV相談体制を充実し、DV被害者が県内のどこに住んでいてもより身近なところで相談することができ、迅速で適切な支援を受けられるような相談体制づくりを支援します。
(健康福祉局)

女性安全ステーションなどの相談窓口の利用促進のため、効果的な広報の実施に努めます。
(警察本部)

22 「配偶者暴力相談支援連絡会」：DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。平成 22 年度末までに、県内で 5 市 4 町が設置。

23 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事を上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

24 「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律)：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

25 「女性安全ステーション」：女性を不安に陥れるストーカー行為やDVなどの相談に対応するため、県内の 23 交番に専用の相談窓口を開設し、女性警察官の配置や専用相談スペースを整備している。平成 20 (2008) 年 7 月から運用を開始。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第3次）における主な施策

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成23（2011）年度の実施状況

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際交流・国際理解講座を開催した（財）広島県女性会議を支援するとともに、国からの男女共同参画に関する国際機関の動向や国際的な取組指針などの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（環境県民局）

< 「国際交流・国際理解講座」開催状況 >

開催日：平成23（2011）年3月11日（日）

開催地：広島市（エソール広島）

内容：「アメリカ・フランス等の状況から“働く”をキーワードに日本と外国の女性労働のいまを知ろう」

講師：吉田文子さん（英語・日本語講師）

レイナ・ロさん（広島県教育委員会）

高東幸子さん（広島県女性海外派遣友の会）



2 広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧



	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合	女性 7.3% 男性 19.1% H 2 0 (2008)	女性 10.8% 男性 20.5% H 2 3 (2011)	計画策定時の 数値からの増加 H 2 7 (2015)



環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）	現況値 ^{注1} （年度）	目標値（年度）
1 働く場における男女共同参画の推進			
(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備			
参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007)	女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007)	
参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5 H 2 2 (2010)	71.9 H 2 3 (2011)	
参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合	33.5% H 2 2 (2010)	40.9% H 2 3 (2011)	
参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 ^{注2}	5.7% H 2 2 (2010)	5.3% H 2 4 (2011)	
参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3% H 2 2 (2010)	校長23.4% 副校長・教頭24.1% H 2 3 (2011)	
(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備			
目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9% H 2 1 (2009)	4.6% H 2 3 (2011)	6.0% H 2 6 (2014)
目標 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5% H 2 2 (2010)	64.1% H 2 3 (2011)	100% H 2 7 (2015)
目標 男性の育児休業等促進宣言企業数 ^{注3}	H 2 1 (2009)	144企業 H 2 3 (2011)	300企業 H 2 6 (2014)
目標 男性の育児休業取得率 ^{注4}	1.2% H 2 1 (2009)	4.6% H 2 2 (2010)	5% H 2 4 (2012)
目標 県職員（男性）の育児休業取得率 ^{注5}	8.8% H 2 1 (2009)	6.6% H 2 2 (2010)	10.0% H 2 6 (2014)
目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所 H 2 1 (2009)	18か所 H 2 3 (2011)	20か所 H 2 6 (2014)
目標 保育所待機児童数 ^{注2}	113人 H 2 1 (2009)	335人 H 2 4 (2012)	0人 H 2 6 (2014)
目標 延長保育実施か所数	386か所 H 2 1 (2009)	423か所 H 2 3 (2011)	468か所 H 2 6 (2014)
目標 病児・病後児保育実施か所数	29か所 H 2 1 (2009)	32か所 H 2 3 (2011)	45か所 H 2 6 (2014)
目標 放課後児童対策未実施校区数 ^{注6}	32校区 H 2 2 (2010)	18校区 H 2 3 (2011)	0校区 H 2 6 (2014)
参考 女性の労働力率（30～34歳）	63.9% H 1 7 (2005)	68.1% H 2 2 (2010)	
参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日 H 2 2 (2010)	7.3日 H 2 3 (2011)	
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進			
目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 （注）農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会 8 農業協同組合 3 H 2 2 (2010)	農業委員会 5 農業協同組合 4 H 2 3 (2011)	農業委員会、 農業協同組合とも0 H 2 7 (2015)
参考 家族経営協定の締結数	97件 H 2 1 (2009)	102件 H 2 2 (2010)	
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境整備			
参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人 H 2 2 (2010)	24法人 H 2 3 (2011)	
2 地域社会活動における男女共同参画の推進			
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進			
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） ^{注7}	28.7% H 2 2 (2010)	28.4% H 2 4 (2012)	30% H 2 7 (2015)
目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 （法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注8} を除く。） ^{注7}	34.9% H 2 2 (2010)	34.7% H 2 4 (2012)	37.5% H 2 7 (2015)
目標 エソールひろしま大学（専科）修了生累計	52人 H 2 2 (2010)	71人 H 2 3 (2011)	166人 H 2 7 (2015)
参考 県、市町の議員数（女性）	県 3人 市町48人 H22(2010)年 12月末日	県 3人 市町44人 H23(2011)年 12月末日	
参考 自治会長に占める女性の割合	5.6% H 2 2 (2010)	5.9% H 2 3 (2011)	
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進			
参考 NPO法人数（人口10万人当たり）	21.0法人 H 2 1 (2009)	25.2法人 H 2 3 (2011)	

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

目標	男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	H 2 2 (2010)	20市町	H 2 3 (2011)	県内全市町	H 2 7 (2015)
----	------------------	------	-----------------	------	-----------------	-------	-----------------

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1)} (年度)	現況値 ^{注1)} (年度)	目標値(年度)				
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
目標	エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合	10%	H 2 2 (2010)	13.6%	H 2 3 (2011)	20%	H 2 7 (2015)
参考	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合	女性41.6% 男性55.0%	H 2 0 (2008)	女性42.5% 男性50.3%	H 2 3 (2011)		
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	30.3%	H 2 1 (2009)	32.2%	H 2 3 (2011)	40%	H 2 6 (2014)
3 家庭における男女共同参画の推進							
(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	40分	H 1 8 (2006)	40分	H 1 8 (2006)		
(2) 家庭教育・子育て支援の充実							
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数	105か所	H 2 1 (2009)	117か所	H 2 3 (2011)	139か所	H 2 6 (2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1)} (年度)	現況値 ^{注1)} (年度)	目標値(年度)				
1 生涯を通じた健康と自立の支援							
(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数	5圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 3 (2011)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	H 2 1 (2009)	5圏域	H 2 3 (2011)	全圏域 (7圏域)	H 2 6 (2014)
参考	15-49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	H 2 0 (2008)	42.6人	H 2 2 (2010)		
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
目標	平均自立期間(日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	H 2 0 (2008)	65歳女性 20.75年 65歳男性 17.46年	H 2 2 (2010)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	H 2 4 (2012)
目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量 ^{注9)}	2,203人	H 2 2 (2010)	2,907人	H 2 3 (2011)	3,432人	H 2 6 (2014)
目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数 ^{注9)}	4,856人 (見込)	H 2 3 (2011)	4,856人 (見込)	H 2 3 (2011)	5,742人	H 2 6 (2014)
目標	グループホーム・ケアホームサービス量(1か月分) ^{注10)}	1,155人	H 2 2 (2010)	1,155人	H 2 2 (2010)	1,864人	H 2 6 (2014)
目標	消防団員のうち女性の占める割合	1.8%	H 2 1 (2009)	1.8%	H 2 3 (2011)	7.8%	H 2 7 (2015)
参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	H 1 8 (2006)	30.5%	H 1 8 (2006)		
参考	元気高齢者の割合	81.5%	H 2 1 (2009)	80.5%	H 2 3 (2011)		
参考	障害者雇用率	1.83%	H 2 2 (2010)	1.77%	H 2 3 (2011)		
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
参考	子ども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	H 2 1 (2009)	6,699件	H 2 3 (2011)		
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進							
参考	性犯罪110番の受理件数	35件	H21(2009) 年中	23件	H23(2011) 年中		
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	H 2 0 (2008)	8.7%	H 2 3 (2011)		

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画(第3次)策定時(平成23(2011)年3月14日)の直近の数値であり、現況値は、平成23(2011)年度末までに更新された数値である。

(注2) 平成24(2012)年4月現在の現況値である。

(注3) 期間途中で目標の達成が見込まれるため、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。

(注4) 期間途中で目標を達成したことから、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。

(注5) 平成24(2012)年3月に「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」を改定したことから、目標年次を変更している。

(注6) 平成24(2012)年1月に「みんなで育てる子ども夢プラン」における指標名及び目標値を変更したことから、同様に変更している。

(注7) 平成24(2012)年6月現在の現況値である。

(注8) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注9) 平成24(2012)年3月に「第5期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値(年次)を変更している。(計画策定時の数値も同プラン策定時の直近の数値である。)

(注10) 平成24(2012)年3月に「第3期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値(年次)を変更している。(計画策定時の数値も同計画策定時の直近の数値である。)

第 3 部

平成 24 (2012) 年度に
県が実施しようとする施策

平成24(2012)年度に県が実施しようとする施策

(注) 予算額は、当初予算額を示している。(単位:千円)

環境づくり

基本となる施策の方向

1 働く場における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

具体的施策

国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについての周知徹底及び男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備促進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
働きやすい職場作りや職場環境の整備に向けた意識啓発 広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」などを通じて労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについて周知徹底を図るとともに、男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進	-	-	商工労働局 雇用労働政策課 産業人材課

男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーの開催 職場における昇進・昇格等の男女間格差を是正し、女性が十分に能力を發揮できる職場環境づくりを促進するため、事業主等を対象としたセミナーを開催	408	408	商工労働局 産業人材課
警察施設における女性用施設の整備 女性警察官が、十分に能力を發揮できる職場環境づくりを推進するため、女性用施設を整備	-	-	警察本部

自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援

新規

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
女性のチャレンジ支援 関係機関が実施するチャレンジ支援情報の提供やチャレンジ相談、女性の様々なチャレンジに向けた意欲を喚起するための講演会を開催する(財)広島県女性会議を支援	354	337	環境県民局 人権男女共同参画課
働く女性の就業継続応援事業 出産・育児と仕事の両立を希望する女性労働者の着実な就業継続を支援するため、研修会や相談等を実施 ・ 両立への意識醸成や不安解消のための研修会・個別相談の実施 ・ 両立に不安を持つ女性労働者を対象とした、企業等への巡回相談の実施 ・ 研修受講者の報告会や講習会等を実施した企業に対する奨励金の支給 など		24,903	環境県民局 人権男女共同参画課

県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進	-	-	総務局 人事課 人事委員会 総務課 教育委員会 教職員課 警察本部
自治大学校第1部・第2部特別課程研修への派遣 自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・ 実施機関 自治大学校 ・ 時期 9～10月 ・ 対象 1人	305	292	総務局 人事課
女性管理監督者研修会への派遣 地方自治体女性管理監督者研修会へ女性職員を派遣 ・ 実施機関 自治体女性管理者フォーラム ・ 時期 11月 ・ 対象 1人	187	184	総務局 人事課
女性職員ステップアップセミナーの実施(自治総合研修センター事業) 女性職員を対象に、総合的な行政能力の向上を図る研修を実施	-	-	総務局 人事課
女性警察官の採用・登用の拡大 広島県警察における女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画の着実な推進	-	-	警察本部

県の施策 (2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

具体的施策

育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男性の育児休業等促進事業 男性も育児休業を取得できる職場環境の整備を促進するため、中小企業へ「いきいきパパの育児奨励金」を支給	10,180	10,180	商工労働局 産業人材課
職場環境整備促進事業 男性の育児休業の取得促進等、子育てしながら働き続けることができる職場環境の整備や社会機運の醸成を推進するため、意識啓発キャンペーンを実施	26,199	25,128	商工労働局 産業人材課
両立支援ワンストップサービス事業(一般事業主行動計画策定の支援) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備を促進するため、「両立支援企業応援コーナー」において、企業の一般事業主行動計画の策定・実施を支援	966	577	商工労働局 産業人材課
仕事と家庭の両立支援推進事業 特に中小企業への訪問を行い、一般事業主行動計画の策定を支援	24,141	24,400	商工労働局 産業人材課
職場環境実態調査の実施 次世代育成支援社会の実現などに向けた行政施策の基礎資料とするため、企業の取組状況を調査	2,885	1,204	商工労働局 産業人材課
労働支援融資(仕事と家庭の両立支援資金) 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ、両立支援企業登録制度に登録し、行動計画に基づく事業を行う中小企業者等への融資	70,000	61,000	商工労働局 産業人材課 経営革新課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(H16年度策定)の取組を推進 ・広島県特定事業主行動計画「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画 ・広島県警察次世代育成支援対策行動計画	-	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警務課

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 労働者の多様な事情や業務の態様に応じた労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等について、企業への啓発	-	68	商工労働局 雇用労働政策課
ワークライフバランス推進事業(就業環境改善支援) 看護職員が健康で働き続けることが可能となるような職場環境づくりを支援 相談窓口の設置 アドバイザー派遣、研修の実施	5,422	5,419	健康福祉局 医務課

男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
女性の継続就業促進事業(事業所内保育施設整備促進補助金) 女性の継続就業等を支援するため、従業員の保育ニーズに対応し、事業所内保育施設を設置・運営する中小企業等に対し、費用の一部を助成 H24以降に新設設置する事業主に対する運営費補助は実施しない。 <補助率> 県2/3	60,250	85,381	商工労働局 産業人材課
一時預かり事業 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のために緊急・一時的な保育を行う市町に助成 <負担割合> H21まで県2/3(国1/3),市町1/3 H22から 国1/2,市町1/2	-	-	健康福祉局 こども家庭課
延長保育促進事業 民間保育所における11時間の開所時間を越えて実施する延長保育に要する経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	331,592	336,015	健康福祉局 こども家庭課
休日保育事業 日曜日や祝日等に保育を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	2,992	6,196	健康福祉局 こども家庭課
特定保育事業 恒常的な入所に至らない週一定程度利用する児童の保育を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	11,241	9,141	健康福祉局 こども家庭課
病児・病後児保育事業 地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童を看護師等が緊急的な対応を行う事業を行う市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	68,525	97,194	健康福祉局 こども家庭課
待機児童解消促進等事業(認可化促進事業) 認可外施設に対して、認可保育所へ移行するために支援を実施する経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	800	5,333	健康福祉局 こども家庭課
保育環境改善事業 認可外施設に対して、認可保育所へ移行するために必要な改修を実施する経費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	0	18,666	健康福祉局 こども家庭課
放課後児童健全育成事業 仕事等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」を実施する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	557,998	582,204	健康福祉局 こども家庭課
放課後子ども教室推進事業 地域住民等の参画を得ながら、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する市町に助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),市町1/3	54,567	58,011	教育委員会 生涯学習課
看護職員ワークライフバランス推進事業(院内保育所運営支援) 看護職員を始めとする医療従事者の児童を保育することを目的に、院内保育所施設を設置する病院の運営費を助成 <負担割合> 県2/3(国1/3),医療施設1/3	125,000	108,118	健康福祉局 医務課

県の施策 (3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

具体的施策

パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 パートタイム労働法等の普及啓発	-	-	商工労働局 雇用労働政策課

多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び「ひろしまジョブサイト」の運営 求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供するサイトの運営	2,704	2,655	商工労働局 雇用労働政策課

育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
高等技術専門学校における短期課程訓練の実施 短期課程訓練として離転職等を対象とした職業訓練 呉高等技術専門学校 介護サービス科 期間:6か月(入校時期 4月,10月) 定員:20人(延40人)	1,649	1,649	商工労働局 職業能力開発課
離転職者委託訓練事業 母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等へ委託して実施 内容:IT事務科,OA事務科,介護福祉サービス科等 期間:3か月 定員:30人	6,048	7,547	商工労働局 職業能力開発課
子育てママ就業体験事業 女性の就業に理解のある求人企業での雇用を前提とした就業体験の実施	15,000	18,339	商工労働局 産業人材課
女性の就職ワンストップ支援事業 出産・育児等で離職中の女性のうち、就職を希望している者に対する総合的な支援を、県と国(広島労働局)が一体的に実施 就職活動に関する相談、情報提供(わーくわくママサポートコーナー) キャリアコンサルティング ・ 就職活動のノウハウ等に関する相談 保育所情報等子育て支援情報の提供 職場体験プログラムの提供 就業意欲の啓発業務 セミナー、巡回相談、ワークショップの実施	(債務 28,276) 3,558	35,673	商工労働局 産業人材課
女性医師等就労環境整備事業 1 女性医師短時間正規雇用導入支援事業(H23・H24) 女性医師の短時間正規雇用制度を医療機関が導入するため、人件費等の一部を補助する 2 ベビーシッター等活用支援事業(H23・H24) 女性医師のベビーシッター等保育サービス活用支援制度を医療機関が導入するため、その経費の一部を補助する 3 宿直等代替職員活用支援事業(H24) 女性医師の宿直・休日勤務等を免除し、代わりに対応する医師にかかる人件費の一部を補助する	14,044	46,620	健康福祉局 医療政策課
女性医師相談窓口設置 広島県地域保健医療推進機構運営事業の中で実施 女性医師の復職・育児の悩み等に対応する相談窓口を設け、復職、育児支援の総合的な支援を行う。	3,860	4,352	健康福祉局 医療政策課
看護職員復職支援事業 潜在看護職員の掘り起こしを市町と連携して実施するとともに、育児などで離職中の看護職員を対象に、看護実践能力や復職に対する不安を解消し、再就業を支援するため、技術演習などの事前研修及び病院において実践研修を実施 研修コース及び研修内容 ・ 看護師コース、助産師コース ・ 看護記録、医療機器の取扱、検査データの見方、看護技術(採血・注射・輸液など)	12,600	12,600	健康福祉局 医務課

新規

動きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育てに関する情報提供の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」の運営 就職支援情報などを提供するサイトの運営	-	-	商工労働局 雇用労働政策課

県の施策 (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策

方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発及び取組支援 商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	6,600	5,700	商工労働局 経営革新課
普及啓発及び取組支援 農業団体への啓発及び農山漁村地域の女性団体等の取組支援, 活動状況の広報等	-	-	農林水産局 農業担い手支援課 団体検査課

男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため, 市町や関係団体の取組の支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
啓発資料等の提供 全国段階の活動事例・地域の活動事例等を市町等へ提供	-	-	農林水産局 農業担い手支援課

県の施策 (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

具体的施策

技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
経営・技術強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,200	1,150	商工労働局 経営革新課

経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
資質向上対策事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,400	4,270	商工労働局 経営革新課

低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
産業支援融資(創業支援資金) 新事業開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社並びに事業開始後5年未満の中小企業者への融資	698,000	634,000	商工労働局 経営革新課

集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
集落法人の経営の多角化・複合化の指導 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を推進	-	-	農林水産局 農業担い手支援課

市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 高齢者や障害者などが安心して利用できるように市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産施設のユニバーサルデザイン化を啓発	-	-	農林水産局 農林水産総務課

基本となる施策の方向

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

具体的施策

様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議への支援 等	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局
広島県「減らそう犯罪」推進会議の開催 県民、行政、事業者等が意見交換を行い、相互連携、協力を図るとともに「減らそう犯罪」 県民総ぐるみ運動の方向性等を決定するための推進会議を開催	227	129	警察本部 全部局

県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進	-	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 全部局

市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、広島県男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本 計画(第3次)の普及啓発	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
「エソールひろしま大学」の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、(財)広島県女性会議が実施する 「エソールひろしま大学」の運営を支援 1 基礎講座 期間:半年の間に全6回で1コースとなる講座を2コース開催 定員:広島校25人,福山校15人(1コース) 2 応用講座 期間:8か月 定員:広島校30人,福山校20人 ほか	3,458	2,502	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

具体的施策

地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実

	事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
	NPO・ボランティア活動促進事業 NPO法人に関する情報の発信及び法人制度の普及啓発を行い、NPO法人に対する県民 の理解と参加を促進	1,165	1,082	環境県民局 県民活動課
	NPO等自立促進事業 非営利組織のマネジメント力の強化研修や新しい公共の場づくりのためのモデル事業等を行 うとともに、優れた活動を行う非営利組織を表彰し、自立的に活動できる環境整備を推進	59,920	121,001	環境県民局 県民活動課
新規	過疎地域の生活支援モデル事業 過疎地域の住民自治組織が実施する地域の生活課題の解決に向けた先導的かつ新たな 取組を支援するとともに、自助・共助による地域課題の解決に向けた機運を醸成し、取組効果 の波及を図る。		1,250	地域政策局 過疎地域振興課

男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につ ながる講演会を開催	1,086	1,047	環境県民局 人権男女共同参画課

地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発

	事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
再掲	男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につ ながる講演会を開催	1,086	1,047	環境県民局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

県の施策 (1) 県の推進体制の充実等

具体的施策

各部署の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
庁内各部署と連携した男女共同参画の総合的な推進 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の作成 行動目標の達成に向けた施策推進状況の把握、具体的施策の成果の検証 (男女共同参画基本計画に掲げる行動目標の達成に向けた進行管理)	230	230	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男女共同参画に関連する基礎数値の調査・分析 男女共同参画に関連するデータ収集・分析、市町及び大学等の取組状況に関する調査	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

県の施策 (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

具体的施策

男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事业の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
エソール広島の管理・運営、事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため、その管理運営を行う(財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課
広島県女性総合センター修繕事業 冷温水器等の改修	10,622	6,080	環境県民局 人権男女共同参画課

NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
「エソール広島情報センター」の運営を支援 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体:75 団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者 853人 ・各種資料 図書、行政資料、ビデオ等 ホームページ運営	577	465	環境県民局 人権男女共同参画課
エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか、女性の学習、社会参画等の活動に関する相談に対応	901	805	環境県民局 人権男女共同参画課

県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
関係機関との連携、コーディネート機能の強化 県内市町男女共同参画センターとの連携を深め、幅広い取組を推進するため、県立のセンターとしてのコーディネート機能を充実・強化	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3) 市町等との連携強化・取組支援

具体的施策

先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男女共同参画社会づくり推進事業(地域の取組支援) 市町や各種地域団体の取組を促進するため、先進的取組情報の提供や、機運の醸成につながる講演会を開催	1,086	1,047	環境県民局 人権男女共同参画課

NGO、NPO、ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
地域団体等の活動支援 地域団体、ボランティア団体等の自主的な活動や交流の促進のため、活動交流支援センターを運営する(財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

県の施策 (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的施策

多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男女共同参画週間事業の実施 ・パネル展示、啓発パンフ、広報誌等の配布 ・関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施	200	-	環境県民局 人権男女共同参画課
メディアを活用した啓発 「広島県からのお知らせ」及びラジオ等による広報・啓発	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局
県民参加型の啓発活動の実施 人権啓発講演会、人権啓発セミナー等の開催	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) メディアにおける男女共同参画の推進

具体的施策

人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 メディアの人権を尊重した表現が促進されるよう相談・助言	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課
普及啓発 家庭、インターネットカフェ等において、フィルタリングソフトが導入されるよう普及・啓発を実施	87	22	環境県民局 県民活動課
インターネット等への対応 ・「サイバーセキュリティカレッジ」を通じた広報啓発活動の実施 ・インターネット等におけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りの強化	-	804	警察本部 生活安全総務課 生活環境課

情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
情報教育の充実 ・児童・生徒の情報活用能力の向上のための学習活動の充実 ・教員研修による教員の情報モラル教育の基礎的知識の習得や指導方法の充実 ・小・中・高・特別支援学校の児童・生徒に対する学校への携帯電話の持込を原則禁止 他人への影響を考慮して行動することやインターネット上の違法・有害情報への対応など 情報モラル教育を充実	-	-	教育委員会 総務課 教職員課 義務教育指導課 高校教育指導課 豊かな心育成課

県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」や「男女共同参画の広報のために」に基づく広報の実施	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課 全部局

基本となる施策の方向

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

県の施策 (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

具体的施策

男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
広島県高等学校家庭クラブ連盟の活動 家庭科の学習で習得した知識・技術を生活に生かし、男女が協力して主体的に家庭生活を創造していく実践力を育成	-	-	教育委員会 高校教育指導課

小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進 児童生徒がキャリア教育に関する学習内容等を記録する「わたしのキャリアノート」の活用を推進	-	-	教育委員会 義務教育指導課 高校教育指導課

県の施策 (2) 生涯を通じた学習機会の提供

具体的施策

男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
高等教育機関との連携による学習機会の提供 高等教育機関連携公開講座「ばれっとカレッジ」を実施し、大学等のもつ様々な分野の学習機会を提供	505	275	教育委員会 生涯学習課
再掲 「エソール広島情報センター」の運営を支援 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体:75団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者853人 ・各種資料 図書、行政資料、ビデオ等 ホームページ運営	577	465	環境県民局 人権男女共同参画課

男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
学習機会の提供 地域支援事業により学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
生涯学習情報提供の充実 県民の生涯学習活動を促進するため、生涯学習情報提供システム「ひろしままなびネット」の運営により、生涯学習・社会教育に関する情報提供を充実	-	-	教育委員会 生涯学習課
情報の提供 社会参画に関する学習情報を提供する(財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (3) 研修の充実・支援

具体的施策

県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
自治総合研修センター事業 一般研修や人権問題職場研修推進員研修等において、個別テーマとして研修を実施	-	-	総務局 人事課
職場研修の実施	-	-	全部局

市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
自治総合研修センター事業 特別研修において、個別テーマとして研修を実施	-	-	総務局 人事課

男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
情報の提供 男女共同参画に係る各種講座や講師等に関する情報の提供	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

基本となる施策の方向

3 家庭における男女共同参画の推進

県の施策 (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

具体的施策

家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
男性対象講座の実施 男性の育児や家庭生活の参画に向けた学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援	354	337	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 家庭教育・子育て支援の充実

具体的施策

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
家庭教育支援 子どもを持つ親の子育てに関する学習機会を拡充させるため、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の普及・開発、ファシリテーターの資質向上及び全県的なネットワーク化の促進	1,000	996	教育委員会 生涯学習課

子どもと家庭に関する相談支援体制の充実

新規

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
子ども何でもダイヤル電話相談事業 子育てや子ども自身の悩みについて電話相談により早期、適切に援助	5,727	5,727	健康福祉局 こども家庭課
教育相談推進事業 児童生徒の悩みや不安の相談に応ずる相談体制の整備	6,653	6,624	教育委員会 豊かな心育成課
学力向上総合対策事業 家庭教育支援アドバイザーを配置し、家庭が抱える問題の解決を支援		20,094	教育委員会 豊かな心育成課

多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
地域子育て支援拠点事業 育児相談やつどいの広場など地域子育て支援の拠点となる保育所等への支援等を行う市町に対し助成 <負担割合> H21まで県2/3(国1/3)、市町1/3 H22から国1/2、市町1/2	-	-	健康福祉局 こども家庭課
ふるさと納税による子育て応援事業 「ノーパイズ・パーフェクト・プログラム」等の実施により子育ての不安解消を図る(財)ひろしまこども夢財団を支援	484	632	健康福祉局 こども家庭課

安心づくり

基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康と自立の支援

県の施策 (1) 生涯を通じた健康対策の推進

具体的施策

思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
健康増進事業 中高年の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・機能訓練事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 ・健康手帳の交付	50,819	46,667	健康福祉局 健康対策課
健康ひろしま21推進事業 県民一人ひとりの主体的な取組を支援するとともに、健康づくりの機運を醸成する「ひろしま健康づくり県民運動」の推進 市町や関係団体等の連携のもと、健康ひろしま21の推進を図るとともに、平成25年3月で終期を迎える健康ひろしま21の次期計画を策定	8,293	6,660	健康福祉局 健康対策課
たばこ対策推進事業 禁煙・受動喫煙防止に関する啓発資料を作成し、企業での禁煙教室、個人への禁煙支援、健康生活応援店の推進の普及啓発事業を実施 飲食店等における受動喫煙防止対策を推進するにあたり、禁煙化に対する調査を実施	3,938	6,560	健康福祉局 健康対策課
妊婦健康診査支援事業 市町が実施する妊婦健康診査助成事業のうち、地方財政措置がされていない9回分について、国からの妊婦健康診査臨時特例交付金を原資に妊婦健康診査支援基金を造成し、費用の一部を助成	698,228	639,247	健康福祉局 健康対策課
市町国保特定健診・保健指導県負担金 市町国保が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等の概念を導入した特定健診・特定保健指導に要する費用の一部を助成 対象者 40歳～74歳の市町国民健康保険の被保険者	178,487	202,982	健康福祉局 健康対策課
思春期世代への健康教育事業 希望する高等学校等を対象に、専門医等による性感染症、妊娠、出産、不妊等に関する知識の普及啓発を目的とした出前講座を実施。	3,088	550	健康福祉局 健康対策課

女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進	-	-	商工労働局 産業人材課 健康福祉局 健康対策課

HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
エイズ予防対策事業(2については、H24年度:健康対策推進費) 1 推進体制の充実...エイズ対策推進会議を開催 2 普及啓発の推進...啓発資料の作成配布及び出前講演会等を開催 3 相談体制の充実... カウンセリング能力を有する職員を養成するとともに、保健所(支所)、 健康対策課、広島エイズダイヤルで相談業務を実施 ・電話相談 毎週土、日曜日(9:00～16:00) 第1土曜日は除く。 ・派遣カウンセラーによる相談 随時(医療機関、保健所(支所)からの予約) 4 検査体制の充実...感染の不安がある人などに、次の所でエイズ抗体検査を匿名無料で実施 ・各保健所等 ・広島エイズダイヤル(県立広島病院内) 毎月第2・4日曜日 13:00～16:00 5 医療体制の充実 ・エイズカウンセラーの派遣 ・エイズ予防薬の配置	6,573	6,521	健康福祉局 健康対策課
感染症対策事業 感染症の発生動向に関する情報収集・解析及びその結果の公開・提供、感染症指定医療機関への運営費補助 等	49,620	49,644	健康福祉局 健康対策課
肝炎対策事業 1 肝炎対策協議会の開催 2 肝炎診療連携拠点病院の機能の充実・強化 (1)肝炎患相談室の運営 広島大学病院 月～金 10:00～16:00(12:00～13:00を除く。) 福山市民病院 月～金 9:00～16:00(12:00～13:00を除く。) 電話及び面談(面談は予約制) 看護師等対応 (2)肝炎診療連携拠点病院等連絡会の運営 (3)医療従事者(専門)研修の実施 3 普及啓発 肝炎患者や家族等を対象に、肝炎に関する正しい知識や受診の促進を図るため、リーフレット等を活用した普及啓発を実施	4,015	3,610	健康福祉局 業務課

	<p>肝炎ウイルス検査・治療費助成事業</p> <p>1 肝炎ウイルス検査の実施(無料)...実施場所:保健所(支所)・委託医療機関</p> <p>2 医療費助成等...インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を実施した者(県が発行する受給者証を有する者)に対して医療費を助成</p> <p>3 制度の普及啓発...治療費助成制度を円滑に運営するため、制度に係る事項について、関係機関に対し説明会等を実施</p>	652,231	801,737	健康福祉局 業務課
新規	<p>ウイルス性肝炎対策(「がん対策日本一」推進事業)</p> <p>1 市町の保健師・企業の健康管理担当者等に対し、肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者の養成</p> <p>2 保健指導に使用する、肝炎患者支援手帳の作成</p>		2,902	健康福祉局 業務課
新規	<p>健康危機管理に関するヘルスプロモーション事業(肝炎患者者フォローアップシステム)</p> <p>肝炎ウイルス検査陽性者を適切な医療に繋げるフォローアップシステムの構築</p>		11,781	健康福祉局 業務課
	薬物乱用防止対策事業	4,411	4,289	健康福祉局 業務課

不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児医療体制の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
<p>広島県周産期医療システム運営事業</p> <p>1 周産期医療協議会 産科・小児科の専門家を中心に周産期医療体制の整備について協議</p> <p>2 周産期医療情報ネットワークシステム 周産期母子医療センターの応需情報を搬送機関等に提供して、母体・新生児の救急搬送を支援するとともに、周産期医療情報等について関係者及び県民に提供</p>	7,105	6,298	健康福祉局 医療政策課
<p>周産期母子医療センター運営支援事業</p> <p>ハイリスクの分娩・出産及び新生児医療を担う、総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する補助</p>	29,926	84,235	健康福祉局 医療政策課
<p>小児救急医療確保対策事業</p> <p><小児救急医療支援事業> 休日夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保することに対する補助</p> <p><小児救急医療拠点病院運営事業> 365日24時間体制で小児救急患者を受け入れることに対する補助</p> <p><小児救急医療電話相談事業> 夜間における子どもの急な発熱やケガについて、看護師が相談員として電話でアドバイスを実施 相談時間 19:00～翌朝8:00(通年で実施、相談時間を延長)</p> <p><小児救急専門病床整備事業> 小児重症救急患者の治療を行うため、高度救命救急センターへ小児救急専門病床(PICU)を整備することに対する補助</p>	142,185	182,214	健康福祉局 医療政策課
<p>不妊治療等支援事業</p> <p><不妊専門相談センター事業> 不妊・不育に関する相談指導、治療に対する情報提供等を実施</p> <p>(一般相談) 電話相談 毎週火・水曜日 16:00～18:30 助産師対応 面接相談 毎週金曜日 14:00～16:00 助産師対応 FAX相談 随時受付 毎週金曜日に返信 助産師対応 電子メール相談 随時受付 原則1週間以内に返信 助産師対応</p> <p>(専門相談) 面接相談(医師対応) 一般相談後に予約制で実施</p> <p><不妊治療支援事業></p> <p>1. 配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成 ・助成額 1回当たり上限額15万円、1年度2回まで(初年度のみ3回)、通算5年間助成(10回を超えない) ・対象者 夫婦の所得の合計額が730万円未満の者</p> <p>2. 不妊治療支援事業検討会議 ・適正かつ効果的な不妊治療支援事業の推進を図るため今後のあり方等を検討</p>	160,069	155,371	健康福祉局 健康対策課

具体的施策

高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参加ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者の生きがい・健康づくり等を推進するための事業を実施 ・生きがい・健康づくり等の推進 ・シルバー作品展の開催 ・シニア囲碁・将棋大会の開催 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭の派遣選手選考及び派遣	53,954	39,982	健康福祉局 高齢者支援課
老人クラブの育成 平成19年度に財団法人広島県老人クラブ連合会がまとめた「これからの老人クラブ活動のあり方に関する報告書」に基づく健康づくり・介護予防や地域づくり活動の定着について支援 また、市町を単位とする研修、健康づくりなど広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対して助成を行うとともに、財団法人広島県老人クラブ連合会に対して助成 ・クラブ数 1,704クラブ ・会員数 97,383人 H23.3月末現在。広島市、福山市を除く。	42,176	41,005	健康福祉局 高齢者支援課
プラチナ世代社会参加促進事業 ・広島県プラチナ世代支援協議会の運営 ・プラチナ世代(概ね55歳以上)の高齢期に向けた早めの準備促進のための体験・交流型の普及啓発イベントの開催 ・HPを利用した一元的な情報発信 ・地域の活動団体の活動を支援 ・プラチナ健康福祉祭の実施	8,730	16,250	健康福祉局 高齢者支援課

高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
広島県地域包括ケア推進センター運営事業 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進 ・地域包括支援センターの機能強化 ・地域リハビリテーションの推進 ・専門相談(認知症介護・高齢者権利擁護・リハビリテーション)	29,727	29,727	健康福祉局 高齢者支援課
高齢者就業支援事業 高齢者の就業を通じた社会参加を図るための、(公社)広島県シルバー人材センター連合会に対する補助	9,500	8,900	商工労働局 雇用労働政策課
認知症にやさしい地域づくり支援事業 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、普及啓発の促進、適切な医療・介護サービスの提供や、地域における認知症ケア体制を強化 ・認知症地域支援体制推進会議の開催 ・認知症の理解促進のためのイベントの開催	2,215	2,152	健康福祉局 高齢者支援課
認知症疾患医療センター運営事業 認知症患者と家族に対する支援を充実するため、早期からの専門的な医療の提供、専門医療相談及び介護との連携を行うための「認知症疾患医療センター」を設置	12,577	31,388	健康福祉局 健康対策課
市町障害者地域生活支援事業 障害者の地域生活を支援するための事業を実施する市町に助成	523,813	574,993	健康福祉局 障害者支援課
聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供を行い、障害者全体の交流を促進(広島県社会福祉協議会に委託)	4,163	4,144	健康福祉局 障害者支援課
障害者社会参加推進事業 障害者の社会参加を推進するため、手話通訳者等の人材育成、身体障害者補助犬育成、全国障害者スポーツ大会選手派遣等を実施	44,736	51,714	健康福祉局 障害者支援課

新規	障害者雇用拡大事業 障害者の職場定着支援のため、企業内ジョブサポーターの養成及び派遣型ジョブサポーターの派遣事業等を実施	6,836	6,796	商工労働局	雇用労働政策課
	障害者雇用・就業促進事業 障害者の職場への適応力を高めるための訓練等を実施	6,050	5,879	商工労働局	雇用労働政策課
	障害者在宅ワーク支援研修事業 通所が困難な重度障害者等が在宅にてIT技能を修得する訓練を実施し、障害者の在宅勤務を促進	5,163	5,163	商工労働局	職業能力開発課
	労働支援融資(雇用促進支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者への融資 正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)するもの又は新たに障害者を常用雇用するもの 障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの	76,000	230,000	商工労働局	雇用労働政策課 経営革新課
	認知症地域連携体制構築事業 認知症地域連携バスを作成し、県内全域へ普及 ・認知症地域連携バス検討部会(仮称)の設置 ・認知症地域連携バス導入モデル事業の実施		5,669	健康福祉局	高齢者支援課

ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
母子家庭等自立支援事業 母子家庭の母等に対して、就業相談、職業能力開発等の就業支援を実施 また、母子家庭に対して家庭生活支援員を派遣等する市町に対して補助	14,330	13,698	健康福祉局 こども家庭課
高等技能訓練促進費 母子家庭の母親に就職に有利な資格取得に係る訓練期間中の生活費を給付	290,025	190,918	健康福祉局 こども家庭課
ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業 ひとり親家庭の在宅就業支援のため、在宅就業支援センターを設置し訓練等を実施	200,474	223,401	健康福祉局 こども家庭課

求職者の就業に向けた支援の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
ひろしまジョブプラザの運営 就業等を支援する関係施設と連携して、「ひろしまごと館」を運営するとともに、その総合窓口となる県の「ひろしまジョブプラザ」及び県東部地域の拠点となる「福山サテライト」において、全世代を対象とした就職や社会貢献活動に関する幅広い支援を効果的に実施	27,499	36,698	商工労働局 雇用労働政策課

外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
多文化共生の地域づくり支援事業 行政情報等の多言語化、外国人相談窓口及び日本語学習支援体制の充実のための施策等を実施	24,511	23,516	地域政策局 国際課

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
防災分野における女性の参画の推進 防災・災害復興体制の整備に対し、政策・方針決定過程から女性の参画を推進し、女性の意見反映を図る。	-	-	危機管理監 危機管理課

多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
消防団員確保のための啓発・広報活動 県の広報媒体を活用し、女性消防団員に関する内容を充実させるなど、女性消防団員の加入促進を図る。 また、総務省消防庁が作成した消防団員入団促進ポスター等を各消防団・分団、消防本部、市町、高等学校、大学・短期大学、コンビニエンスストア等に配布するとともに、市町と連携して各種行事などあらゆる機会をとらえ、パンフレット等を配布し、女性の消防団への加入を促進する。 新たな広報媒体として地域に密着しているタウン誌や生活情報誌を活用した広報・啓発に取り組む。	-	-	危機管理監 消防保安課

基本となる施策の方向

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

県の施策 (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

具体的施策

DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
啓発リーフレット等の作成・配布 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、リーフレット等を作成 (配偶者暴力相談支援センターリーフレット・窓口カード、DV相談マニュアル等)	-	248	健康福祉局 とも家庭課
被害者等に対する情報の提供 ・広報ポスター、リーフレット等の配布 ・DV・ストーカー対策ビデオによる広報	-	-	警察本部 生活安全総務課

専門相談員の育成、市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
専門研修の実施 暴力被害者の特性を知り、被害者の二次被害を防ぐため、婦人相談員等関係職員の専門研修を実施	119	112	健康福祉局 とも家庭課
他都道府県とのネットワークづくりを通じた情報収集 他都道府県との情報交換、暴力被害者の広域移送のためのネットワークづくり、相談業務等に関する情報収集を行うため、各種セミナー等へ参加	388	346	健康福祉局 とも家庭課
女性相談窓口の充実 ・相談に対応する女性警察官の配置拡大 ・女性が安心して訪問・相談できる環境の整備	-	-	警察本部 警務課
専門研修の実施 ・警察署の嘱託相談員に対して、対応要領に関する研修の実施 ・被害者支援要員及び心理職職員の技能向上を図るための研修の実施	-	-	警察本部 警察安全相談課

被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
弁護士の確保 保護命令制度の利用等における法的サポートを行うための体制を整備	110	99	健康福祉局 とも家庭課
休日夜間の電話相談 休日・夜間電話相談員を配置し、被害者からの緊急相談に対応(3名交代制) 夜間 17:00～20:00(土・日・祝日を除く) / 土・日・祝日 10:00～17:00	3,134	3,122	健康福祉局 とも家庭課
通訳の確保 外国人の相談、一時保護、自立支援等各場面に、必要に応じて通訳を確保	202	96	健康福祉局 とも家庭課
被害者の広域移送 配偶者等からの暴力の危険から遠ざけ安全を確保するため、他都道府県の婦人相談所等へ暴力被害者等を送付	722	699	健康福祉局 とも家庭課
関係機関連絡会議の開催 配偶者等からの暴力について、適切かつ迅速な対応を行うため連絡会議を開催し、相談・支援体制のネットワーク化を推進 (法務局、裁判所、警察、福祉事務所、民間団体等)	116	116	健康福祉局 とも家庭課
市町自立支援ネットワーク構築の支援 市町内部等の連絡組織である「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ支援や市町を中心とした被害者支援ネットワークの構築を支援 ・ケース事例集の作成 ・ネットワークの構築支援	11	10	健康福祉局 とも家庭課
相談業務ネットワーク連絡会議の開催 ・関係機関、団体間の連携強化、情報の共有化 ・広島県被害者支援連絡協議会との有機的な連携と協働体制の確立 ・犯罪被害者支援に係る行政機関・団体との相互協力による犯罪被害者等への各種支援の実施	-	-	警察本部 警察安全相談課

民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
一時保護委託の実施 配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に婦人保護施設、民間シェルターに一時保護を委託 ・民間シェルター住居費加算	5,629	5,481	健康福祉局 とも家庭課
民間活動団体が実施するDV被害者に対する保護・支援活動を補助するとともに、県民向けのDV予防啓発を重点的に実施 ・普及啓発活動事業 ・被害者ケア事業 ・支援体制強化事業	84,658	7,810	健康福祉局 とも家庭課

県の施策 (2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

具体的施策

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
普及啓発 男女雇用機会均等法の普及啓発	-	-	商工労働局 産業人材課
県職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」等に基づき、県職員等の意識を高め、セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに、職員を対象とした相談窓口（電話や電子メール等）において相談に対応 児童生徒の学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 教育委員会及び学校に、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談に対応	-	-	総務局 人事課 教育委員会 総務課 警察本部 教職員課 警察本部 警務課

ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
ストーカー規制法の効果的運用	-	-	警察本部 生活安全総務課
普及啓発 リーフレット、ポスター等配布	-	-	警察本部 生活安全総務課

性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
少年をとりまく有害環境対策の推進 有害図書類、違法・有害サイト等少年を取り巻く有害環境の改善、取締強化	785	584	環境県民局 県民活動課 警察本部 少年対策課
福祉犯取締の強化 少年の性被害にかかる福祉犯の取締強化	820	730	警察本部 少年対策課

女性に対するあらゆる暴力にかかわる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
再掲 エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか、女性の学習、社会参画等の活動に関する相談に対応	901	805	環境県民局 人権男女共同参画課
一時保護の実施(婦人保護事業) 1 西部子ども家庭センター(婦人相談所)の運営 売春防止法に基づき、要保護女子の早期発見、転落の未然防止を行うとともに、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して次の業務を実施 ・相談業務 ・調査 ・医学的、心理学的及び職能的判定・指導 ・一時保護 ・婦人保護施設への収容 2 婦人相談員の設置 要保護女子の転落防止だけでなく、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して相談・指導 (県)西部子ども家庭センター6人、 東部子ども家庭センター1人、北部子ども家庭センター1人 (市)広島・呉・三原・尾道・福山・三次・庄原 11人 市婦人相談員設置に係る県費負担なし。 3 婦人保護施設への収容保護 要保護女子等の転落防止と保護更生のため施設へ収容し生活指導又は職業指導	82,344	83,240	健康福祉局 子ども家庭課
犯罪被害者支援 警察安全相談担当者及び心理職員の技能向上のための研修の開催	263	213	警察本部 警察安全相談課

被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
一日総合相談会への婦人相談員の派遣	-	-	健康福祉局 子育て家庭課
犯罪被害者支援の推進 1 犯罪被害者等への各種情報提供(県・警察) ・犯罪被害者等への要望に基づく各種情報提供 ・相談窓口の周知のための広報等 2 捜査過程における二次的被害の防止・軽減措置(警察) ・性犯罪被害初診料、診断書料、緊急避妊措置及び人工妊娠中絶費用等支給制度の活用 ・警察施設外相談室借上制度の活用 ・遺体搬送費用の支給 3 犯罪被害者等の安全確保(県・警察) ・一時保護対策の徹底 ・緊急通報システムの効果的運用 4 犯罪被害者支援に関する各種研修等の実施(県・警察) 5 関係機関・団体との連携(県・警察) ・犯罪被害者等早期援助団体である(社)広島被害者支援センターへの情報提供及び支援と連携 ・広島県被害者支援連絡協議会、日本司法支援センター、地方自治体被害者担当窓口との連携 6 県民への啓発活動の促進(県・警察)	11,758	8,970	環境県民局 県民活動課 警察本部 警察安全相談課

女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
安全・安心なまちづくり推進事業 安全・安心なまちづくりセミナーの開催や大学での特別講義など、子ども・女性の安全確保や自主防犯活動の促進	1,507	1,091	環境県民局 県民活動課
子ども・女性を守る施策の推進 ボランティア、自治体等との連携による子ども・女性を守る施策の推進 ・子ども女性を犯罪から守るための対策事業 ・安全なまちづくりリーダー育成事業 ・子ども見守り活動支援事業 ・子ども見守りカメラシステムの運用 ・子ども緊急通報装置の運用 ・スーパー防犯灯の運用	5,473	4,184	警察本部 安全安心推進課

基本となる施策の方向

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

県の施策 (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

具体的施策

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
国際交流事業 国際理解を推進するため、県内の団体と外国の女性団体等との交流研究活動を実施する (財)広島県女性会議を支援	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

県の施策 (2) 情報の収集及び提供

具体的施策

国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

事業名及び事業概要	H23 予算額	H24 予算額	担当機関
情報の提供 国や国際機関の取組等に関する情報を県内に幅広く提供	-	-	環境県民局 人権男女共同参画課

第 4 部

市 町 の 取 組

1 市町の男女共同参画の取組状況等

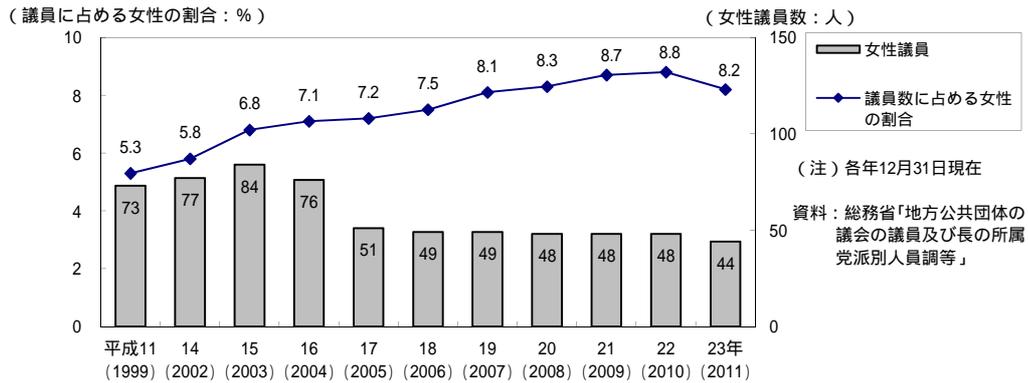
平成24(2012)年4月1日現在

市町名	窓口 ¹	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況		
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月	策定予定年月
広島市				広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	第2次広島市男女共同参画基本計画	平成23(2011).3	
呉市				くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画(第2次)	平成20(2008).3	
竹原市						第2次たけはら21男女共同参画プラン	平成24(2012).3	
三原市				三原市男女共同参画推進条例	平成23(2011).10.1	三原市男女共同参画プラン(第2次)	平成24(2012).3	
尾道市						尾道市男女共同参画プラン(第2次)	平成24(2012).3	
福山市				福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画(第2次)	平成20(2008).3	
府中市						府中市男女共同参画プラン(第2次)	平成24(2012).3	
三次市				三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画(第2次)	平成22(2010).3	
庄原市						庄原市男女共同参画プラン	平成19(2007).4	
大竹市								平成24(2012)年度中
東広島市						第2次東広島市男女共同参画推進計画	平成22(2010).6	
廿日市市						廿日市市男女共同参画プラン	平成17(2005).3	
安芸高田市				安芸高田市男女共同参画推進条例	平成21(2009).4.1	安芸高田市男女共同参画プラン	平成18(2006).3	
江田島市						江田島市男女共同参画基本計画	平成19(2007).3	
安芸郡	府中町					府中町第2次男女共同参画プラン	平成24(2012).3	
	海田町					海田町男女共同参画基本計画	平成20(2008).3	
	熊野町					熊野町男女共同参画プラン	平成20(2008).2	
	坂町					坂町男女共同参画プラン	平成24(2012).3	
山県郡	安芸太田町							平成25(2013)年度以降
	北広島町					北広島町男女共同参画プラン	平成20(2008).7	
豊田郡	大崎上島町							平成25(2013)年度以降
世羅郡	世羅町					世羅町男女共同参画行動計画	平成22(2010).3	
神石郡	神石高原町					神石高原町男女共同参画推進基本計画	平成23(2011).3	
計(23市町)	23	13	14	6		20		3

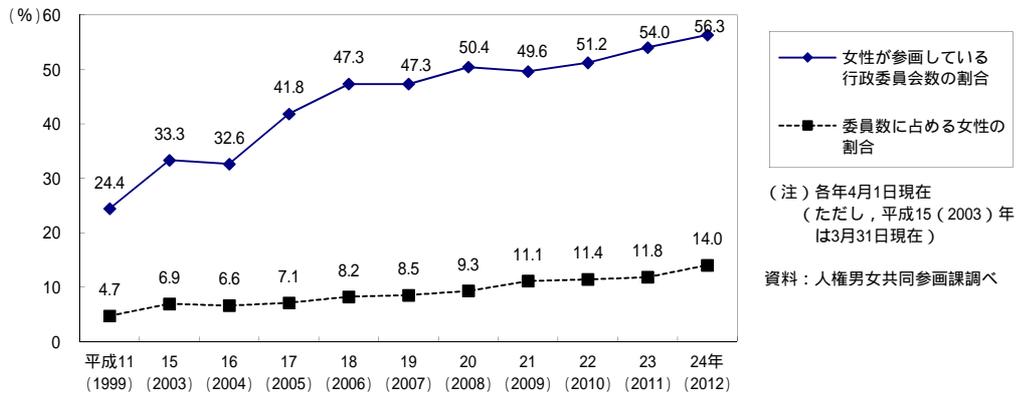
1 窓口とは、男女共同参画に関する担当部署の設置根拠を条例等で明記しているものをいう。

2 市町における男女共同参画の状況の推移

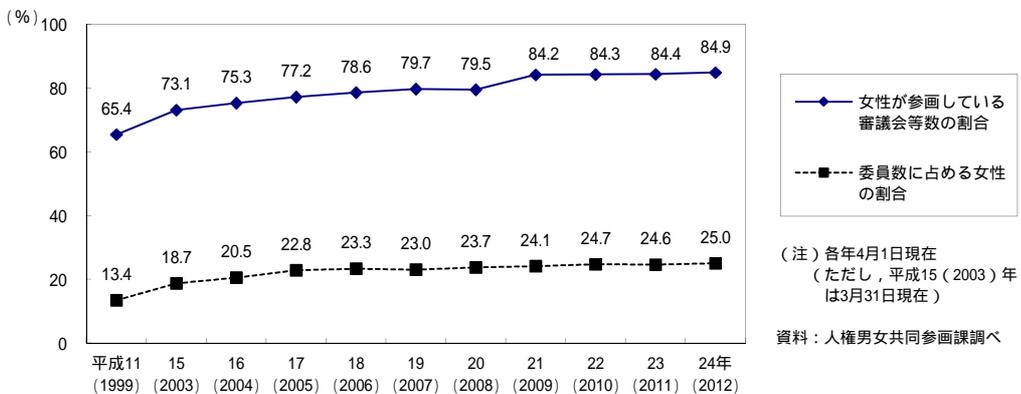
(1) 市町の議員の状況



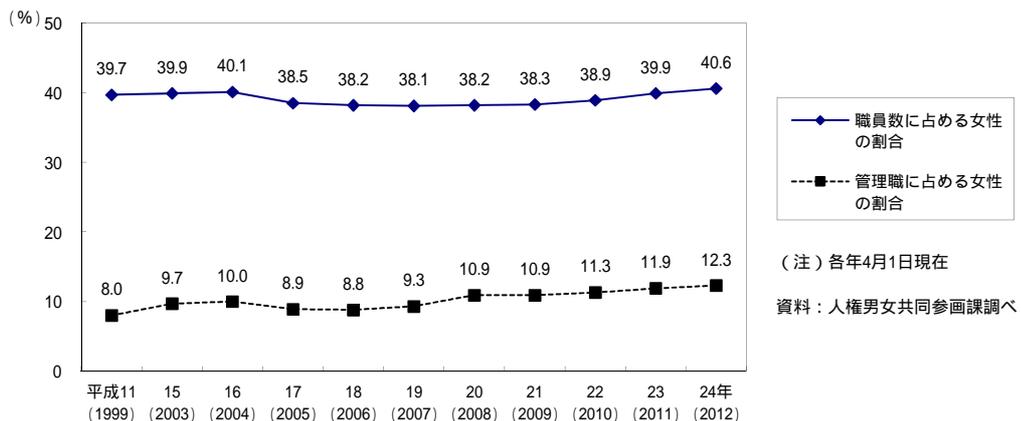
(2) 市町の行政委員会（地方自治法第180条の5）委員の状況



(3) 市町の審議会等委員の状況



(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況



3 市町の議員の状況

平成23(2011)年12月31日現在

市 町 名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	55	6	49	10.9
呉市	34	2	32	5.9
竹原市	14	2	12	14.3
三原市	32	3	29	9.4
尾道市	32	2	30	6.3
福山市	44	5	39	11.4
府中市	21	3	18	14.3
三次市	26	2	24	7.7
庄原市	25	0	25	0.0
大竹市	16	1	15	6.3
東広島市	32	3	29	9.4
廿日市市	29	4	25	13.8
安芸高田市	19	1	18	5.3
江田島市	19	0	19	0.0
市 計	398	34	364	8.5
府中町	18	4	14	22.2
海田町	15	2	13	13.3
熊野町	16	2	14	12.5
坂町	12	1	11	8.3
安芸太田町	16	1	15	6.3
北広島町	20	0	20	0.0
大崎上島町	14	0	14	0.0
世羅町	16	0	16	0.0
神石高原町	14	0	14	0.0
町 計	141	10	131	7.1
市 町 計	539	44	495	8.2

4 市町の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会（地方自治法第180条の5）

平成24(2012)年4月1日現在

市 町 名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	6	100.0	63	12	19.0
呉市	6	5	83.3	58	5	8.6
竹原市	6	3	50.0	30	4	13.3
三原市	6	3	50.0	59	7	11.9
尾道市	6	4	66.7	58	7	12.1
福山市	6	4	66.7	58	5	8.6
府中市	6	3	50.0	42	5	11.9
三次市	6	5	83.3	53	9	17.0
庄原市	6	3	50.0	64	12	18.8
大竹市	6	2	33.3	28	2	7.1
東広島市	6	4	66.7	64	12	18.8
廿日市市	6	3	50.0	41	6	14.6
安芸高田市	6	3	50.0	54	5	9.3
江田島市	6	4	66.7	40	7	17.5
市 計	84	52	61.9	712	98	13.8
府中町	4	3	75.0	14	6	42.9
海田町	4	2	50.0	14	3	21.4
熊野町	5	3	60.0	28	3	10.7
坂町	4	1	25.0	14	2	14.3
安芸太田町	5	3	60.0	28	8	28.6
北広島町	5	1	20.0	38	1	2.6
大崎上島町	5	1	20.0	31	1	3.2
世羅町	5	3	60.0	41	7	17.1
神石高原町	5	2	40.0	42	6	14.3
町 計	42	19	45.2	250	37	14.8
市 町 計	126	71	56.3	962	135	14.0

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等

平成24(2012)年4月1日現在

市 町 名	審議会等数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
市	45	45	100.0	963	289	30.0
町	40	34	85.0	683	156	22.8
市	22	18	81.8	297	66	22.2
町	34	31	91.2	545	127	23.3
市	35	27	77.1	555	143	25.8
町	53	49	92.5	1,026	238	23.2
市	31	24	77.4	451	110	24.4
町	21	19	90.5	357	97	27.2
市	29	24	82.8	477	130	27.3
町	23	17	73.9	260	42	16.2
市	34	32	94.1	525	146	27.8
町	28	27	96.4	444	90	20.3
市	18	17	94.4	391	139	35.5
町	34	29	85.3	429	75	17.5
市 計	447	393	87.9	7,403	1,848	25.0
府中町	26	20	76.9	293	96	32.8
海田町	17	14	82.4	177	34	19.2
熊野町	9	7	77.8	96	24	25.0
坂町	21	14	66.7	285	73	25.6
安芸太田町	11	11	100.0	143	37	25.9
北広島町	13	12	92.3	204	58	28.4
大崎上島町	17	13	76.5	187	47	25.1
世羅町	26	17	65.4	325	74	22.8
神石高原町	10	6	60.0	123	15	12.2
町 計	150	114	76.0	1,833	458	25.0
市 町 計	597	507	84.9	9,236	2,306	25.0
広域(注)	1	1	100.0	6	1	16.7
広域計	1	1	100.0	6	1	16.7
合 計	598	508	84.9	9,242	2,307	25.0

(注) 広域：複数の市町を含む広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめています。

5 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

平成24(2012)年4月1日現在

市 町 名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%) (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%) (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	10,893	4,355	6,538	40.0	815	88	727	10.8	7.5	2.0	11.1
呉市	1,936	575	1,361	29.7	242	6	236	2.5	12.5	1.0	17.3
竹原市	265	116	149	43.8	27	2	25	7.4	10.2	1.7	16.8
三原市	908	303	605	33.4	83	17	66	20.5	9.1	5.6	10.9
尾道市	2,234	1,113	1,121	49.8	139	21	118	15.1	6.2	1.9	10.5
福山市	4,025	1,920	2,105	47.7	304	27	277	8.9	7.6	1.4	13.2
府中市	490	210	280	42.9	59	12	47	20.3	12.0	5.7	16.8
三次市	985	502	483	51.0	72	8	64	11.1	7.3	1.6	13.3
庄原市	627	237	390	37.8	63	8	55	12.7	10.0	3.4	14.1
大竹市	303	88	215	29.0	52	9	43	17.3	17.2	10.2	20.0
東広島市	1,597	579	1,018	36.3	181	42	139	23.2	11.3	7.3	13.7
廿日市市	1,066	392	674	36.8	118	27	91	22.9	11.1	6.9	13.5
安芸高田市	420	132	288	31.4	55	2	53	3.6	13.1	1.5	18.4
江田島市	406	139	267	34.2	47	3	44	6.4	11.6	2.2	16.5
市 計	26,155	10,661	15,494	40.8	2,257	272	1,985	12.1	8.6	2.6	12.8
府中町	359	105	254	29.2	40	2	38	5.0	11.1	1.9	15.0
海田町	189	92	97	48.7	35	9	26	25.7	18.5	9.8	26.8
熊野町	164	54	110	32.9	32	3	29	9.4	19.5	5.6	26.4
坂町	103	29	74	28.2	23	4	19	17.4	22.3	13.8	25.7
安芸太田町	280	155	125	55.4	40	11	29	27.5	14.3	7.1	23.2
北広島町	376	133	243	35.4	50	5	45	10.0	13.3	3.8	18.5
大崎上島町	112	38	74	33.9	13	0	13	0.0	11.6	0.0	17.6
世羅町	221	94	127	42.5	28	4	24	14.3	12.7	4.3	18.9
神石高原町	181	70	111	38.7	26	3	23	11.5	14.4	4.3	20.7
町 計	1,985	770	1,215	38.8	287	41	246	14.3	14.5	5.3	20.2
市 町 計	28,140	11,431	16,709	40.6	2,544	313	2,231	12.3	9.0	2.7	13.4

6 市町の男女共同参画行政担当窓口

平成24(2012)年4月1日現在

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	
広島市	市民局人権啓発部 男女共同参画課	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部人権センター	737-0051	呉市中央5丁目12-21	0823-25-3476	0823-26-6267	
竹原市	市民生活部人権推進室 人権対策係	725-8666	竹原市中央5丁目5-17	0846-22-7736	0846-22-7736	
三原市	教育委員会青少年女性課 青少年女性係	723-0014	三原市城町1丁目2-1	0848-64-9234	0848-67-5912	
尾道市	市民生活部人権推進課 人権推進係	722-0041	尾道市防地町26-24 尾道市人権文化センター内	0848-37-2631	0848-37-6631	
福山市	市民局まちづくり推進部 男女共同参画センター	720-0067	福山市西町1丁目1-1 福山ロツツ内	084-991-5011	084-991-5013	
府中市	総務部総務課人権推進係	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7212	0847-46-3450	
三次市	地域振興部地域振興課 ひとづくり係	728-0013	三次市十日市東3丁目14-2	0824-64-2832	0824-64-2832	
庄原市	女性児童課女性こども支援係	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	0824-73-0051	0824-75-0195	
大竹市	総務企画部企画財政課 人権推進係	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	0827-59-2145	0827-57-7130	
東広島市	生活環境部人権推進課 人権推進係	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	自治振興部人権・男女共同推進課 啓発・推進係	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	0829-30-9136	0829-32-1059	
安芸高田市	市民部人権多文化共生推進室 人権多文化共生推進係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5630	0826-47-1206	
江田島市	市民生活部市民生活課 人権推進室	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2767	0823-40-2774	
安芸郡	府中町	生活環境部町民生活課 人権推進室	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	082-286-3165	082-286-4022
	海田町	福祉保健部社会福祉課 社会福祉係	736-8601	" 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
	熊野町	教育委員会教育部生涯学習課 振興グループ	731-4292	" 熊野町中溝1丁目1-1	082-820-5621	082-855-1110
	坂町	民生部民生課生活係	731-4393	" 坂町平成ヶ浜1丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
山県郡	安芸太田町	住民生活課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-1960	0826-28-1622
	北広島町	町民課 人権・生活総合相談センター	731-1533	" 北広島町有田495-1	0826-72-5020	0826-72-5020
豊田郡	大崎上島町	住民課住民人権対策係	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3113	0846-65-3198
世羅郡	世羅町	企画課自治振興係	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-2768
神石郡	神石高原町	まちづくり推進課まちづくり推進係	720-1522	神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3332	0847-85-3394

資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会

広島県男女共同参画審議会規則（平成14年3月18日広島県規則第8号）

（趣旨）

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。）第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第18号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

広島県男女共同参画審議会委員（平成24（2012）年3月現在、50音順）

	名 前	所 属・役 職
	石井 誠一郎	弁護士
会長代行	石井 三恵	広島女学院大学 副学長
	岡田 鈴子	広島県生活研究グループ連絡協議会 会長
	牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス 代表取締役社長
	近藤 洋児	福山市 市民局長
	繁政 秀子	広島県の男女共同参画をすすめる会 会長
	島田 祐里	連合広島 女性委員会事務局長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
会長	野原 建一	広島県立大学名誉教授
	矢田 ひさみ	ひろしま女性大学修了生

3 広島県男女共同参画基本計画（第3次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成23（2011）～27（2015）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

(*) 県の施策

・ 具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・ 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を發揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・ 男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発
- ・ 自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援
- ・ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

- ・ 育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

- ・ パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保の推進
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実
- ・ 育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため、市町や関係団体の取組の支援

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実
- ・ 低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援
- ・ 集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進
- ・ 市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・ 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供
- ・ 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・ 各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

- ・ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事業の実施
- ・ NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進
- ・ 県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・ 先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援
- ・ NGO、NPO、ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

- ・ 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発

(2) メディアにおける男女共同参画の推進

- ・ 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発
- ・ 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
- ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

- ・ 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
- ・ 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

- ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
- ・ 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供
- ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

(3) 研修の充実・支援

- ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
- ・ 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供
- ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

- ・ 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発
- ・ 男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

- ・ 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- ・ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
- ・ 多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

- ・ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
- ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
- ・ HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
- ・ 不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児医療体制の充実

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

- ・ 高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施
- ・ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援
- ・ ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
- ・ 求職者の就業に向けた支援の充実
- ・ 外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実
- ・ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ・ 多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

- ・ DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- ・ 専門相談員の育成、市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実
- ・ 被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化
- ・ 民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
- ・ ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発
- ・ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進
- ・ 女性に対するあらゆる暴力にかかわる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
- ・ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
- ・ 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

- ・ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

(2) 情報の収集及び提供

- ・ 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

4 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1 男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画施策推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る課長を委員として協議会の構成員に追加することができる。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループの設置)

第5 会長は、この協議会の運営に必要があると認めるときは、ワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第6 協議会に関する事務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島県男女共同参画推進本部設置要綱(平成10年10月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

広島県男女共同参画施策推進協議会の構成員

会長	環境県民局県民生活部長
副会長	環境県民局人権男女共同参画課長
委員	<p>会計管理部会計総務課長</p> <p>危機管理監危機管理課長</p> <p>総務局総務課長</p> <p>地域政策局地域政策総務課長</p> <p>環境県民局環境県民総務課長</p> <p>健康福祉局健康福祉総務課長</p> <p>商工労働局商工労働総務課長</p> <p>農林水産局農林水産総務課長</p> <p>土木局土木総務課長</p> <p>企業局企業総務課長</p> <p>病院事業局県立病院課長</p> <p>議会事務局総務課長</p> <p>教育委員会事務局管理部総務課長</p> <p>警察本部総務部総務課長</p> <p>監査委員事務局合同総務課長</p> <p>人事委員会事務局合同総務課長</p> <p>労働委員会事務局合同総務課長</p>

5 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県人権男女共同参画課 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (一般相談専用)

男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
西部こども家庭センター	女性に関する様々な問題、 配偶者からの暴力に関する 相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
東部こども家庭センター		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
北部こども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181(内2313) (女性・DV相談専用)
エソール広島 (広島県女性総合センター)	デートDVに関する相談	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120(第1・3土曜 日13:00~16:00)
広島労働局雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ ハラスメントに関する 相談等	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談110番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応 できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-9110 プッシュ電話では、#9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署

雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>

携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま	労働相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
広島県労働相談コーナーふくやま		〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第2庁舎 1階	0120-570-237(フリーダイヤル) (福山)
ひろしましごと館	全世代を対象とした就業、 社会貢献活動等に関する幅 広い支援	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル 総合受付：4階 ひろしま ジョブプラザ	082-224-0121
		〒720-0066 福山市三之丸町8-8 ひろしましごと館福山サテラ イト	084-924-5911(若年) 084-921-5799(シニア・ミ ドル)

機 関	相談内容	所在地	電話番号
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談等	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館3階	082-513-3419
財団法人広島県女性会議 在宅ワーク支援センター	育児・介護等の事情により外で働くことが困難な人や多様な働き方を希望する人への在宅ワークに関する相談・斡旋、情報提供、技術指導等	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-242-5261
しごとプラザ マザーズひろしま	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援		
マザーズハローワーク広島	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル3階	082-542-8609
わーくわくママ サポートコーナー	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		082-542-0222
広島県母子家庭等就業・自立支援センター 財団法人広島県母子寡婦福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149

学習に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」の開講、学習会の企画立案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-248-8848

6 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要

(1) 設置目的

広島県女性総合センター「エソール広島」は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元（1989）年に設置されたものです。

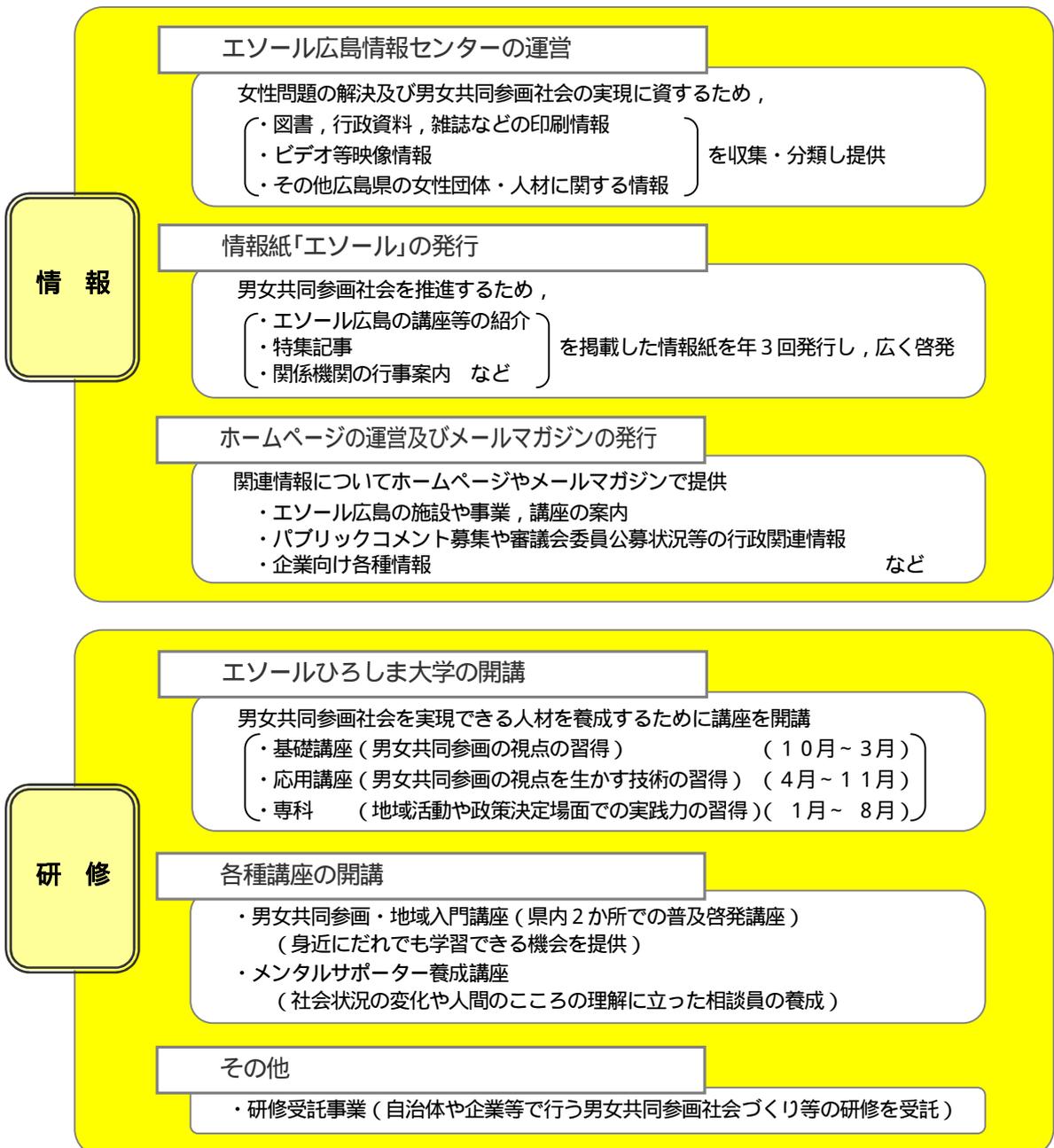
「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

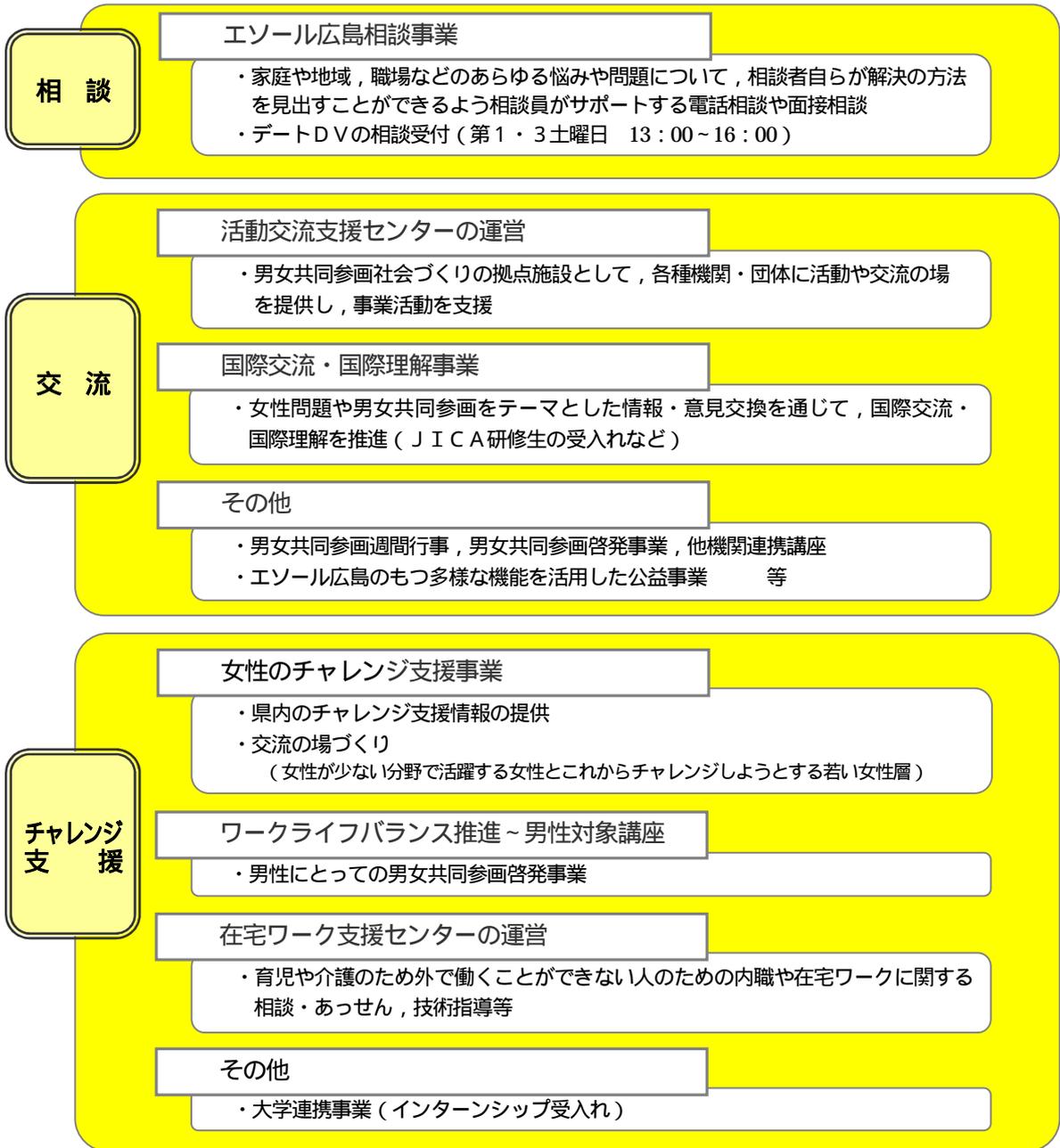
(2) 管理運営

財団法人広島県女性会議

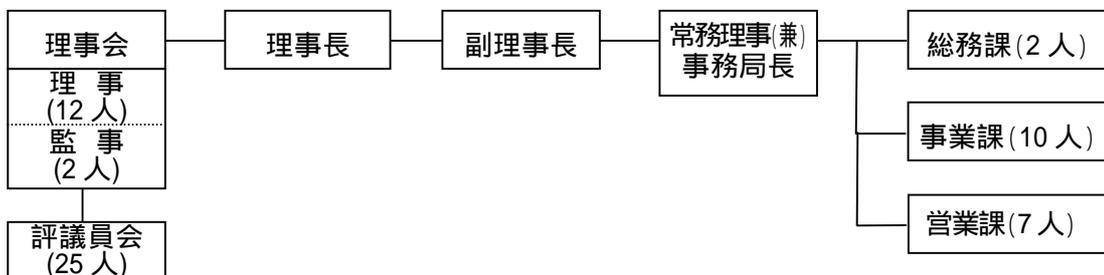
(3) 財団法人広島県女性会議の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を行うほか、貸会議室等の付帯サービス事業を実施しています。





4) 財団法人広島県女性会議の組織等



財団法人広島県女性会議

〒730-0043 広島市中区富士見町11-6

電話 (082) 242-5262

ファクシ (082) 240-5441

URL <http://www.essor.or.jp>

メールアドレス essor@essor.or.jp

7 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県	
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置		
昭和52年 (1977)		1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置	
昭和54年 (1979)	国連婦人の十年	12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)	4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和55年 (1980)		7月・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名 4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出	
昭和56年 (1981)		9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)		1976		3月・「広島県新長期総合計画」に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	1985	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
		7月・「労働者派遣法」公布 7月・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択		
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行	3月・「広島県発展計画」に「婦人対策の推進」の項目設定 ・「婦人総合センター基本構想発表」 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置	
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために - 男女共同参加型社会システムへの転換 -」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立	
平成元年 (1989)			4月・「広島県婦人総合センター」エソール広島開館	
平成2年 (1990)	5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3年 (1991)		5月・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・「青少年婦人課を青少年女性課に組織改正」 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置	
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定	
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布(12月施行)		
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更	
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正,「育児・介護休業法」公布		

	国際機関等	国	広島県
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」,「成果文書」採択	5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により、内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正、一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項、諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 12月・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 7月・「DV防止法」の改正	
平成20年 (2008)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正
平成21年 (2009)		7月・「育児・介護休業法」の改正	
平成22年 (2010)	3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項、諮問 12月・審議会答申
平成23年 (2011)			3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定

平成 24(2012)年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成 24 (2012) 年 7 月発行

編集・発行 広島県環境県民局人権男女共同参画課
〒730-8511 (住所省略可) 広島市中区基町 10-52
電話 082-513-2746 (タ イ ム)
電子メール kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp
広島県ホームページ (男女共同参画)
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/5/12/>